

朝鮮国王使と室町幕府

橋本 雄

はじめに

1. 朝鮮国王使に対する警固と「把截」のシステム
 - (1)「警固」の二類型
 - (2)朝鮮から対馬・壱岐を経て博多、赤間関へ —第1・第2の「把截」(チェック)—
 - (3)瀬戸内海航路を経て兵庫津へ —第3の「把截」—
2. 朝鮮国王使に対する京郊地域での「支待」システム
 - (1)「支待」—運送・警固・饗応—
 - (2)『康富記』の重要記事を読む
 - (3)「国役」は何に用いられたか
 - (4)京都での宿泊先
3. 朝鮮国王使に対する日本国王の外交儀礼
 - (1)「日本国王」(室町殿)による使節接見 —引見儀礼—
 - (2)国書と礼物の収納
 - (3)日本からの回礼品・贈り物 —贈答儀礼—
4. 仮想の朝貢使節 —むすびにかえて—

はじめに

本稿では、中世日本を訪れた朝鮮国王使が、どのような迎接・接遇を受けたのかについて検討し、報告する。先に提出した通信使の研究史に関する整理に即して言えば、「今後の研究課題」の③・④——中世と近世の時間軸における比較研究(③)や、あるいは各国家間の外交使節受け入れ体制の比較的研究(③)のため、まず中世日本で通信使がいかに接遇されたのかを明らかにするという課題——を意識したものである⁽¹⁾。室町幕府がいかに朝鮮国王使に接したのか、その政治的・財政的・社会的側面を中心に考察したい。

実のところ、朝鮮国王使が来日したときに、中世日本国(室町幕府-守護権力)がいかなる迎接システムを敷いていたのかについては、まとまった史料がほとんど存在しない。断片的史料をつなぎ

合わせて、帰納論的に朝鮮使節迎接システム⁽²⁾を復元していくしか方法はないと思われる(研究史整理の課題③に相当)。もちろん、これまでの研究でも、部分々々や地域々々では取り上げられているのだが(それぞれ該当箇所参照・関説)、総体として‘迎接システム’を論じたものはない。本報告では、比較的豊富な情報を提供してくれる、1420年回礼使宋希璟の『老松堂日本行録』を軸に、必要に応じて『朝鮮王朝実録』や日本側史料の記事をも参考にしながら、当時の日本国による朝鮮使節の‘迎接システム’をできる限り復元してみることとしよう。とくに、『康富記』の関連記事は重要なので丁寧に検討したい。やや結論を先取りして言えば、この‘迎接システム’とは、警固・「把截」・「支持」・外交儀礼(引見贈答儀礼)の四つの要素から成り立っていた。この点は本文にて詳述する。

また、本報告では、不十分ながら、近世の朝鮮国王使迎接システムや、中世の他の来日使節(明使・琉球使など)の迎接システムとの比較も念頭におきつつ、考察を進めることとしたい(研究史整理の課題④に相当)。つまり、本稿では、朝鮮側の外交姿勢、朝鮮王朝の外交体制を論ずることを主題としてはいない。純粹に、中世後期日本国(室町幕府-守護権力)の外交姿勢を問題視している。この点は、あらかじめご了解願いたい。

なお、この点に関しては、通信使(中世)の研究史整理でも触れたように、ひとつ留意すべき点がある。すなわち、室町期の日朝関係は、朝鮮国王使が京都(幕府)を訪れるばかりでなく、日本国王使がソウルまで頻りに訪れる‘両面外交’であったという点である。ここが近世の日朝関係(=‘片面外交’)との大きな違いである。そのため、室町幕府の朝鮮外交姿勢を抜きに、朝鮮国王使の歴史的な位置付けを行なうことは不可能であろう。今回、全面的には展開できないが、室町幕府から「派遣された」日本国王使のあり方についても、併せて考察する必要のあることは強調しておきたい(さしあたり、中村榮孝1966;関周一1997;橋本雄1997bなど参照)。

さて、ここで言う‘朝鮮国王使’とは、「日本国通信使」のみならず、「通信官」「回礼使」「回礼官」までをも含めている。なぜなら、これらの様々な国家間外交使節(国王使)をトータルに議論しない限り、日朝関係における通信使の位置を正しく理解することはできないだろうからである。また何よりも、近世日朝関係史では初期の「回答」兼刷還使を「朝鮮通信使」行に含めて議論するのが常識なのに、中世段階で「回礼」使を除外して「通信使」を論ずるとするのは、あまりにアンバランスである。本稿では、通信使や回礼使などを包括して、「朝鮮国王使」と呼んで議論の俎上に上せることとしたい。通信使と回礼使の違いや通信使固有の歴史的役割などについては、その後で突き詰めていけば良いだろう。

本稿末尾に、中村榮孝の研究[中村榮孝1966]や韓文鍾の博士論文[韓文鍾1996]などを参考にまとめた、朝鮮国王使行の一覧を掲げておいた。適宜、参照されたい。

*なお、本報告後の討論を経て、適宜説明を補うべき点については、脚注で触れることとした。また、本論部分

にも若干手直しを入れたが、論旨に一切変更はなく、必要最小限の訂正に留めている。

1. 朝鮮国王使に対する警固と「把截」のシステム

(1) 「警固」の二類型

ここに日本語で言う「警固」とは、英語を使えば‘ガード兼パイロット’に当たる。『朝鮮王朝実録』などでは「護送」と出てくる言葉である。この「警固」には、二つのタイプの方式があったらしい。

第1は、日本史研究分野で「上乘」{うわのり}と通称されている方式である。ある領域を縄張りとする海賊衆の一人が船に乗り込み、それによって航海の安全を確保するというシステムのことだ。これは、まさしく慣習的に民間レベルで成り立っており、琵琶湖の堅田における事例などが有名である(『本福寺跡書』)〔勝俣鎮夫1986・網野善彦1992・桜井英治1996など参照〕。当時の史料を見ると、船に乗り込む海賊は、「警固衆」や「兵士」{ひょうじ}、「上乘」{うわのり}、とくに九州では「中乗」{なかのり}〔橋本雄2002a〕などと呼ばれていた。「上乘」も「中乗」も、警固衆の人間(実態は海賊衆と重なる)が警固する対象の船に乗り込むことをも意味した。こうした慣習的にできあがっていた民間のシステム——「上乘」慣習——が、外交使船の渡航時にも利用された。たとえば、これまでに、南北朝時代(14世紀)の入元船や、室町時代(15～16世紀)の遣明船の発遣に際して、鎌倉・室町幕府が警固を命じ、「兵士」や「中乗」が乗船した事例が確認されている〔三浦周行1981a・1981b;佐伯弘次1990;橋本雄2002aなど〕。

中世日本における「上乘」慣行を生き活きと伝える史料としてもっとも有名なのは、宋希環の帰路、瀬戸内海を航行するときの『老松堂日本行録』の次の記事である(以下、〔 〕内の番号は校訂本〔村井章介1987/2000〕の節番号に準ずる)。参照して見よう。

[162]泊可忘家利

是日申時、到可忘家利、此地群賊所居、王令不及無統属故、護送舡亦無、衆皆疑懼、適日暮不得過歸、望賊家泊舡焉、其地有東西海賊、東來舡載賊一人而來、則西賊不害、西來舡載西賊一人而來、則東賊不害、故宗金給錢七貫、買東賊一人載來、其賊倭到此、乘小舟來曰、「吾來、願官人安心焉」、即向賊家、俄而還曰、「我已説彼人、彼人曰來近家而宿焉、願官人一時移泊可也」、還歸宗金舡焉、其島之人形容羸兇、与馬島之倭同、……、

瀬戸内海の蒲刈{かまがり}というところで、同行していた博多商人の宗金{そうきん}が東の海賊を7貫文(米価比で見ると現在の40～45万円くらい)で雇って西に向かった。これで航海の安全を買うことができたのである。逆に、西から東に行くには、西の海賊を一人雇って載せていけば良いのだという。この記事は、上乘(警固)の料金の相場が分かるだけでなく、蒲刈の周辺で海賊衆の

縄張り2つが接するように存在していたことが分かる、実に貴重な史料である。

「警固」の類型の第2は、ただ単に「護送船」が伴走する方式である。警固衆が船に乗り込むこともない。たとえば、これも回礼使宋希璟の帰国時の史料であるが、『老松堂日本行録』に次のような記載が見える。

[153]過肥全州護送騰資職持酒上船

行舩之日、護送倭騰資職請上舩求見、予許之、資職上舩、予以酒飲之、資職亦取酒於其舩、勸吾書示之、

備前国を過ぎるときに、護送役(警固衆カ)の騰(藤原カ)資職なる者が宋希璟の船に上がりたいと求めてきた。宋希璟はこれを許し、酒を振る舞った。資職も、自分の船から酒を取って来て宋希璟に勧めてきた、という記事である。

まず、資職なる者が願ったことで初めて宋希璟の船に上れたことから分かる通り、護送するからと言って必ずしも「中乗」ないし「上乘」するわけではなかった。そして、ここで宋希璟が警固衆たる資職に酒を振る舞っている点は注目される。奇しくも、弓削島莊関係史料には、「中立酒肴料」(『東寺百合文書』よ函、貞和五年十二月日付け弓削島庄串方算用状、『愛媛県史』資料編古代・中世一750号)という文言が見える。これは、同じ史料に併記される「オキ嶋六郎兵士料」「野島〔*能島村上氏=有力海賊〕酒肴料」に注意すると、警固衆への酒肴料、という意味に取れるのではないか。いずれにしても、警固衆(実態はほとんど海賊衆)に酒を振る舞うことは、警固に対する礼銭のような役割を果たしていたのである。

以上のように、必ずしも警固衆の乗船しない、伴走形式の護送という方法もあったことが分かる。『老松堂日本行録』には、むしろこうした形式の警固の方が多く散見される。

(2) 朝鮮から対馬・壱岐を経て博多、赤間関へー第1・第2の「把截」(チェック)——

さて、上記した警固の二累計に注意しながら『老松堂日本行録』を繙いていくと、早くも往路の段階、対馬から壱岐に向かう途中に「上乘」「中乗」の例を見つけることができる。

[47]三月初一日発対馬島、宿一岐島北浜

……倪〔*日本国王使・博多妙楽寺僧の無涯亮倪〕、送倭表三甫羅〔*博多の倭人〕於予、以備賊変、予受之載舩而行、……

日本国王使無涯亮倪が、宋希璟の舩に博多倭人の表三甫羅(兵衛三郎カ)を送ってきた。「賊変」に備えるためだというから、明らかに海賊の攻撃に対抗するための措置であったことが分かる。彼が対馬から乗り込んだということからは、朝鮮から対馬までは対馬島人が十分に警固できるテリト

リーだが、対馬から壱岐、そして博多までは博多居住の倭人が上乘(警固)しなければ、安全な航行を期待できなかったことが看取される。もちろん、この表三甫羅自身が海賊であったかどうかは分からないが、‘海の世界’に相当顔の利く存在であったことは確かだろう。

なお、表三甫羅は、前掲した[162]の時点(帰路、瀬戸内海航行中)でもまだ宋希璟の船に乗っていたが、そこで改めて「東の海賊」を雇ったことに明らかなように、瀬戸内海で彼の存在はまったく役に立たなかったことになる。やはり、海賊の縄張りというのは決定的に重要だったのである。

3月4日、博多に着いて留まった宋希璟らは、そこで幕府(将軍足利義持)の上京許可命令を待つこととなった[71][54]。つまり、ここが、室町幕府-守護権力との接触の第一関門なのであった(【日本側第1の「把截」】)。宋希璟のときは、九州探題の渋川義俊が催促したことで、僅か16日間で上京許可が出た[71]。この上京許可の通達と合わせて、朝鮮国王使の警固が各方面に命じられたと見られ、国王使船に対する警固のリレーが以降、始まることとなる。

3月25日、博多に赴任していた渋川氏被官の伊東殿(博多代官)は、宋希璟らを赤間関まで送り届けて、博多に戻った[74]。宋希璟は彼を「関西第一の人」と評しているから、接遇も相当な慰懃ぶりだったのだろう(「関西」=九州のこと)。具体的には、博多市中に門を設け、宋希璟らを盗賊や殺人から守ったことが『老松堂日本行録』には綴られている[56][196]。

赤間関において、宋希璟一行は、改めて幕府の上京許可命令を待つこととなった。3月30日、赤間関にて「報告来、聞王[*足利義持]多発護送船、厚対入送之言」(上京許可が出たばかりでなく、日本国王(室町将軍)足利義持が多数の警固船を供出し、厚くもてなすようにと命令を出してくれた)というので、無涯亮倪や宋希璟らは大変喜んだ[81]。つまり、赤間関が第二の関門だったわけである(【日本側第2の「把截」】、護送型警固の開始)。

確かに、その「護送」(警固)の効果はあったようで、門司{もじ}周辺のある賊船は、「護送船」の姿を見て逃げ還る始末であった[81]。この「護送船」の執行主体は定かでないが、恐らく、赤間関から警固が始まったことに鑑みると、大内氏の命令によるものだったろう。赤間関は、室町時代、大内氏の奉行人の白松氏が代官として管理していたからである[関周一1999二〇～二一頁]。なお、宋希璟の使行の20年後、1443年に通信使卞孝文の一行がやはり瀬戸内海を航行したが(京都の幕府まで到達した、室町時代最後の通信使)、ここでもやはり大内氏が警固船を出したことが知られる(『朝鮮世宗実録』25年10月甲午条)。

ちなみに、宋希璟の次に来日した1424年日本国回礼使朴安臣は、入京許可がなかなか降りないため、この赤間関で55日間もの滞留を余儀なくされるというトラブルに見舞われた。「日本国王」(室町殿)足利義持は、1423年、回礼使朴熙中らの帰国に合わせて国王使圭壽・梵齡らを朝鮮に送り、大蔵経版を求請したが、朝鮮側に断られた。それを恨んで、朴安臣らの来日・入京を許さなかったらしいのだ。しかも、義持は、回礼使朴安臣→大内氏奉行人白松氏→大内氏→室町幕府と

いう経路の入京許可申請に対して、上京の許可を下すどころか、安臣らの搭載してきた経板(大蔵経板ではない)・大蔵経・金字経を他の船に積み替えて京都に運べ、とまで命じたという。これを聞いた安臣らはさすがに従えない旨を大内氏に訴え、大内盛見が幕府に取りなすことで無事入京の許可を勝ち取った〔関周一1999二一頁〕。このように、大内氏は一貫して、朝鮮国王使の幕府通交に便宜を図り、各種周旋していたのである。それゆえ、対日外交上、朝鮮王朝から特に重要視されていたことが従来指摘されている〔中村榮孝1966・田中健夫1975・須田牧子2002ほか〕。

ここでは、それを象徴するエピソードを一つ、紹介しておこう。1439年、李藝(1406年日本国通信使などを経験)の提案をきっかけに、大内氏に対して通信使を送るかどうかの朝議が起った際、領議政黄喜らが次のように発議したのである。

「大内殿、向我国至誠、宜遣人通問、然与対馬島有嫌、往還之際、疎礙可慮、以国王通信為名、兼往大内殿通問何如、」

つまり、大内氏のもとに通信するのが主で、幕府に通信するのは名分に過ぎずとも構わない、というスタンスの表明である。結局、最終的には通信使派遣見送り、ということになるのだが、室町幕府より大内氏が重要視されていたことが垣間見られて、非常に興味深い。

(3) 瀬戸内海航路を経て兵庫津へ——第3の「把截」——

瀬戸内海を東行した宋希璟らの一行は、恐らく4月10日前後、室津{むろのつ}に至った〔98〕。そこで、彼が「旧主人余毛時羅」(衛門四郎か〔村井章介1987/2002九三頁〕)の家に宿泊した点は注目される。『朝鮮王朝実録』などを見ると、「旧主人」が日本の商人宿や問のことを意味すると推察できる例が多い〔村井章介1993・橋本雄2002b〕。恐らく、宋希璟らも、商人宿や問に泊ったのであろう。『老松堂日本行録』〔106〕に「利時老美夜店」(西宮の「店」)や「盛加臥店」(瀬川の「店」)に「過ぎる／「宿」す、とあるのも、「店」を漢語に引き付けて読めば商人宿ないし問のことと見て差し支えない。つまり、彼らが使行時に宿泊するに当たっては、日本人が旅する時とさほど変わらない面もあったのである。

宿泊施設といえば、伊藤幸司氏が丹念に紹介したように、禅宗や時宗の寺院なども忘れてはならない〔伊藤幸司2002〕。有名なのは禅宗寺院の且過寺{たんがじ}や且過寮{たんがりょう}で、全国を遍歴行脚する雲水僧{うんすいそう}の宿泊施設であった(夕に来て翌朝行き過ぎる意)。宋希璟も、志賀島〔173〕〔174〕〔178〕や博多〔53〕〔66〕〔68〕〔179〕〔182〕〔188〕〔189〕で「断過寺」に泊っている。禅宗寺院に泊るのは、京都方面でもよくあることだった。かなりオープンな空間だったのであろう。

こうした且過寺や禅院の知客{しか}寮など、旅行者を泊める施設の運営形態については、まだ

良く分かっていないようだが、『朝鮮王朝実録』に興味深い記事があるので紹介しておこう。1429年通信使朴瑞生の帰国報告の一条である。

一、既差住持、給陳米豆、使供行旅、客至則随納錢多少饋之、每月季、輸錢于官、受米豆以供之、禁行旅載米炊飯者、如此不已、以応用錢之術、

(『朝鮮世宗実録』11年12月乙亥条)

官命で寺院に赴任している住持は、米や大豆を旅行者に供することになっていた。正式な雲水僧(修行僧)の場合は、無償で宿泊させ、やがて掛塔(禅院への所属)を許す(または許さない)わけだが、実際に旅宿だけの人間には、このように「納錢」させて、つまり有償で食事を供したのであろう。また、旅人が穀物を持参して、寺内で飯を炊くのを禁止しているともいい、これは寺院での火災を予防する措置であったと思われる。また、毎月末、官(幕府)から米豆を購入しているという点も、当時の幕府との密接な関係を窺わせる。恐らく、官命で住持が任命されているという点から見て五山派の寺院と思われ、上記は朴瑞生が泊った京都の禅院で聞き取った内容なのではないか。

もちろん朴瑞生は、日本社会で銭が多用されていることを強調し、朝鮮での鑄銭・発行を提議しているので、割り引いて考えねばならない。だが、如上の記述からは、宿泊施設としての寺院のあり方が垣間見られて非常に興味深い。

さて、話を宋希璟の旅に戻そう。宋希璟ら一行が宿をとった室津では、同行していた博多商人の宗金が使者を「王所」(幕府)に遣わし、恐らく入京の許可を申請していた。入念な入京準備(周旋?)というべきであろう。幕府としても、応永外寇直後の朝鮮国王使の来日・来京を相当程度警戒していたと見られる。

さて、間もなくして、4月16日、宋希璟らは京都畿内の窓口、兵庫津に到着する。これが入京までの第三の関門である(【日本側第三の「把截」】)。このときの様子を『老松堂日本行録』から引用しておこう。

[105]十六日撰津州到泊兵庫、

去王所二日程、翌日亮倪先帰王所、代官報告於王、而止之、故留泊、報人回来、代官来謁設酒、……

翌4月17日、五山僧の無涯亮倪が先に上京して幕府へ行こうとしたところ、兵庫津の「代官」が「王」(室町殿=室町将軍)に報告してからだ、というのでこれを引き留めた。まもなく、「報人」(使者)が回ってきた。恐らく、上京の許可が下りたのだろう。4月20日、宋希璟の一行は兵庫津を発つて「王所」に向かった[106]。

さて、ここまで、日本側の関門(チェックポイント)を3つ、辿ってきた。一つは博多、二つは赤間関、三つは兵庫である〔関周一1999〕。すでに関周一氏が注目した史料であるが、この点を簡潔に述べた重要な記事が『老松堂日本行録』に載せられている。

〔110〕二十三日深修庵書懷二首

……(日本之法、他国使来朴加大[* 博多]、則探提拘留而報告於王、待其王入送之文、然後入送、到赤間関則代官、又拘留見王入送之文、然後入送、到兵庫亦然、如此三处有把截、)……

このように、室町幕府は異国の使節を博多・赤間関・兵庫などの要所々々で点検していたわけだが、使船警固についての積極的な規定が見えないのも気がかりだ。大内氏が独自に警固船を手配した1443年通信使卜孝文一行の例を見るに、朝鮮使節の警固に対して室町幕府はかなり消極的だったのではないか。確かに、伊藤幸司氏の指摘する通り、あくまで点での管理に過ぎず、港町と港町を結ぶような線での管理は出来なかったためだと考えられよう〔伊藤幸司2002〕。

最後に一つ考えておかねばならないのは、常に「日本国王」(室町殿)ないし室町幕府-守護権力の「護送」(警固)が有効に機能していたのか、という点である。これについては、特に帰路の段階で心許ないという印象が強い。例えば、1432年、回礼使の李藝は帰路の瀬戸内海で海賊に襲われているし(『朝鮮世宗実録』6月戊子条)、1443年通信使の卜孝文に至っては、やはり帰路、伊予において警固衆そのものに海賊行為を仕掛けられている(ただし錢を支払うことで解決——『朝鮮世宗実録』25年10月甲午条)。後者の例は、警固衆が海賊衆と実態的には同じだったという何よりの証明だが、所詮、幕府-守護権力による警固というものは、この程度の実効性しか持たなかったのである。

2. 朝鮮国王使に対する京郊地域での「支持」システム

(1) 「支持」——運送・警固・饗応——

朝鮮国王使が兵庫津から入京するまでの状況は、残念ながらほとんど関連史料がない。ただし、京都に入るまでと、入京前後の対応は、いくつかの史料から窺うことが可能だ。ここでは、僅かな史料をもとに、朝鮮使節に対する中世日本国の「支持」(支援・接待)のありさまについて見てみたい。

現在までに確認されているのは、次のような事例である〔橋本雄2002a〕。

④1443年6月、「先規の通り」斯波氏が使節の「供給食物」の費用を出している(『康富記』嘉吉3年(1443)6月19日条——詳細は後述、後掲の【史料2】傍線②参照)。

⑤この「先規」に当たる例としては、『老松堂日本行録』に散見される甲斐氏(斯波氏家臣)やその家臣狩野氏などによる朝鮮使節の接待・警固事例などを想定しうる(『老松堂日本行録』〔119〕

[123][124][127][128])。とくに宋希璟らの警固・饗応を直接担当した狩野氏は、離別の際、宋希璟をして「我が愛する騰監護、……一見して故人の如し」[147]とまで詠ましている。

◎やや遡るが、1375年に通信使羅興儒が来日したときに、守護赤松義則から矢野荘へ、人夫・伝馬役や警固役を命じた例が確認される[関周一1995]⁽³⁾。

上掲の3例を見るだけでも、幕府三管領家筆頭の斯波氏が、代々伝統的に朝鮮国王使の接待・宿所警固を担当し、他の赤松氏などの守護大名が運送・陸路警固を分掌していたことなどが推察できよう(ちなみに、義教時代の例しか史料上判明しないのだが、明使への饗応も斯波氏が主催・担当していた事実がある[『満濟准后日記』永享6年(1434)6月5日条]。つまり、明・朝鮮使節が来京したときには、管領家筆頭の斯波氏が接待することになっていたのではないか⁽⁴⁾。ただし、琉球使節に関しては史料上不明と言わざるを得ない)。こうした読みがまったく的を外れてないことは、次の『康富記』の記事を読めば一目瞭然である。

(2) 『康富記』の重要記事を読む

室町幕府-守護権力による「支持」システムのあり方を考える上で決定的な史料とは、冒頭から再三述べているように、『康富記』の後掲記事である。この史料は、だいぶん前から注目されてきたものなのだが、意外なことに徹底的に検討されたことがないようだ。ここでは、誤読を恐れず、報告者なりの逐語訳を提示し、これまで等閑視されてきた朝鮮使節「支持」システムについて考察する手がかりとしたい。

【史料1】『康富記』嘉吉3年(1443)5月6日条

肥前入道[*幕府政所奉行人の永祥(飯尾為種)]語云、『近日高麗人可来朝也、先々要脚被懸仰諸大名、被出之処、①今時分諸大名諸国役出錢不可叶之間、高麗人不可被入立京都、可被追返也、其間事、管領畠山[*畠山持国]被存之間、諸大名一揆して可被返高麗人也、可為如何様哉、意見密々談合清大外記[*清原業忠]之由語之、『唐船者、誠不可入日本之由、有先々御沙汰歟、於高麗人者、既神功皇后御退治以後来服之三韓之隨一也、高麗相通者、可叶神慮也、只不可入之由今更被仰者、可為後年煩歟、如何して可被返之や、所詮上古往昔ハ来朝之貢賦也、②近来者為商売所入来也、然者牒状之文章違上古歟、古今之牒状取集見合天就文章之咎可被返高麗人歟』之由、外史意見歟、

肥前入道永祥が私(中原康富)に語って云うには、『近日「高麗人」(朝鮮国王使)が「来朝」してきたという。これに先立ち(将軍が)諸大名に命じて「要脚」を出させようとしたが、①このところ、諸大名が様々な「国役」や「出錢」(守護段錢などか)を負担することができないというので、「高麗人」を入京させないばかりか、追い返し

かねない勢いだ。こうした事情を管領畠山持国が良く分かっているのに、(それを良いことに) 諸大名 (=守護大名) が一揆して (=心と行動をともにして) 「高麗人」を送り返そうとしている。どうしたら良いのか、奉行衆として「意見」(将軍への答申) をまとめるのに、朝廷の外記清原業忠と内密に相談したのだ』、と云う。(その「意見」とは、以下の内容であった。)『「唐船」(明船) は絶対に日本には入れられない、という「御沙汰」(室町殿の命令) がかつてあった [*四代将軍足利義持時代の日明断交を指す]。(しかし) 「高麗人」は既に神功皇后の「退治」以来日本に服従してきた三韓内の「随一」である。だから、「高麗」と外交するのはむしろ神慮に叶っている。(だから、) 朝鮮国王使に対してただ単に「入京させることはできない」とすげなく言って追い返せば、後年の煩いとなってしまうだろう。どうやって追い返したら良いだろうか。詰まるところ、上古の昔、「高麗」は日本に) 来朝して貢納していたが、②近來は商売のために来日している。そうであれば、古今の牒状を取り合わせて突き合わせ、文章の咎(違礼な部分があるということ) を見つけてそれを理由に「高麗人」を追い返すのが良策だろう』、と(「意見」したと)。どうやら(これが) 清原業忠の意見らしい。

【史料2】『康富記』嘉吉3年(1443)6月19日条

「高麗人参入事」

是日高麗人参于室町殿[*七代将軍足利義勝]、懸御目者也、当御代初度、且奉弔普広院殿[*六代将軍足利義教]喪之由聘使也云々、官人名可尋注之、其儀、各乗馬也、布衣著笠云々、其数及五十騎許敷云々、路次作業、或馬上操之、笛一人鼓一人、琵琶一人鉦鼓一人、其外吹物二人有之云々、進上物、牒状、可尋注之、①東山双林寺之傍景雲庵為休所云々、今日三条東洞院北行、中御門西行、室町北行参御所惣門云々、②供給食物事如先規、千代徳殿(斯和殿、勘解由小路殿[*幕府管領家斯波氏])被致下行云々、③凡今度高麗人来朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定、其謂、《室町殿御幼稚時分也、諸大名国役已下要脚無沙汰之時節也、旁為無益敷》之間、不可被入日本(都)之由、被仰遣之処、高麗人申者、非如先々商売之料也、為普広院殿御弔参洛之由申之間、然者可被入敷之由、諸大名等有評議、遂以被入云々、普広院御代、永享六七年[*1434・1435年]比来朝之後、今度初者也、清外記[*清原業忠]説云、高麗{ライ}ヲハ高句麗{カウクリ}トモ云也、如此書タル書籍有之云々、高麗{カワリ}ト云也云々、唐人ハ勝定院[*四代将軍足利義持]不被入日本、其後普広院御代来朝也、高麗三韓内也、不可憚、事起于神代者敷云々、

本日、「高麗人」が足利義勝邸に参上して、将軍の謁見を受けた。義勝の代としては最

初のことであり、先代の六代將軍義教の喪弔のため使節であるという。(……中略……)

①朝鮮使節の宿所は東山双林寺のわきの景雲庵というところだという。②供給(接待)の食べ物は、「先規の如く」斯波氏が支弁した。③そもそも今度の「高麗人」の「来朝」については、まだ兵庫津に着く前に、管領邸に於いて「評定」(＝評議)があり、そこでは、《室町將軍がまだ幼少で諸大名も「国役」以下の「要脚」を沙汰できない(負担・出銭できない)時分でもある。いずれの面々にとっても(朝鮮使節を受け容れるのは)無益(不利益)だ》と決したので、(朝鮮使節に対して)「日本の都には入ることができないぞ」と「仰せ違わした」(室町殿の名のもとに申し渡した)。そこで「高麗人」(朝鮮国王使卞孝文ら)は「先々の如く「商売の料」(＝商売が目的)なのではない、先代六代將軍義教の弔いのために参洛(上京)したのだ」と訴えた。それで、入京してもよろしいと諸大名が評議をして遂に許可が下りたのだという。(……後略……)

(3) 「国役」は何に用いられたか

ここには、室町幕府・守護体制における朝鮮使節接遇システムを知る上での、極めて重要な情報が含まれている。

第1に、本来、朝鮮使節が「来朝」した場合には、幕府が諸大名に「要脚」(何らかの目的のための費用)を求め、その「要脚」は、諸国より諸大名が集めて幕府に上納する「諸国役・出銭」により賄われる、とされていたことである(【史料1】【史料2】参照)。この「出銭」には、上掲逐語訳にも示したように、守護段銭(田畑にかけた税金、銭で徴収)などが含まれていたであろう。なお、念のため、「国役」とは、普通、次のように説明されている。

「国役(こくやく)」(『岩波日本史事典』岩波書店、1999年初版)

(1) 朝廷による国司への臨時課役。

(2) く(くに)やくとも。律令制收取体系の機能不全により、10世紀前半に諸国で課税として出現した臨時雑役。当初は荘園にも課されていたが、11世紀半ば以降、国衙領のみの課役と、荘園をも対象とする一国平均役に分化。また中央から課された一国平均役である勅事・院事と弁別して、国内諸事の課役を称することもあった。

(3) 室町時代、幕府が国単位で課した段銭。あるいは守護が国内部の荘園・武家領に課した臨時課役。後者は守護礼銭、人夫役なども含み、一国平均役の系譜をひく幕府段銭とは性格を異にする。

つまり、【史料1】【史料2】(『康富記』)で言われている「国役」とは、即物的には人夫役(労働力ないし労賃)のことであったと推測される。これはまさしく、前項で見た赤松氏の荷物運送命令(事例⑥)と同じではないか。むしろ、逆に、この【史料1】【史料2】から、赤松氏の事例が朝鮮使節「迎接システム」の一角であったことが確認できるのである。

第2に、【史料2】傍線③によると、‘将軍が幼少なのでこの「諸国役・出銭」が集まらないだろう、だから朝鮮使節の入京費用が確保できないので何とかしなければならない’、と幕府周辺で危惧されていた点である。六代将軍足利義教が暗殺されて間もないこの時期、幕府の威令が低落していたことは確かだし、嘉吉の徳政土一揆(民衆の蜂起)のために土倉・酒屋(高利貸業者)が襲われ、当時の京郊地域の金融システムがダウンしていた。そうしたなか、朝鮮使節を京都に迎え入れることは、実際、非現実的であっただろう。ここからは、幕府将軍家の威令によって機能することこそ望ましいという、ありべき朝鮮使節‘迎接システム’像を読み取ることができる。

第3に、これは後述する室町幕府の対外観(対朝鮮観)とも若干関わるが、最近の朝鮮使節は「商売」のために来ており、それが室町幕府流の‘小中華意識’から見ると余り好ましくない、と認識されていた点である。もちろん、「商売」目的に来日していたのが事実かどうかは問題であるが、ここでのより本質的な問題は、幕府自身が朝鮮使節側の「意向」に応じて本当に「商売」を行っていたのか、という点である。この点は、幕府の朝鮮使節接遇(支持)システムを考究する本稿にとって非常に重大な問題なので、正面から検討してみることにしよう[以下、橋本雄2002a 参照]⁽⁵⁾。

【史料2】(『康富記』嘉吉三年六月十九日条)傍線③後半部分に見える「商売之料」の「料」に関して、これまで余り注目されていないが、ここでの語義は、「任料」「布施料」などの‘元手・資本・代金’でなく、抽象的な‘目的’の意味であろう(『日本国語大辞典(第二版)第十三巻』(小学館2002)参照)。なぜなら、上記【史料2】のうち、該当関係箇所を掲げると、「高麗人申者、非_レ如_レ先々_レ商売之料_上也、為_レ普広院殿御弔_レ参洛之由申之間、然者可_レ被_レ入敷之由、諸大名等有_レ評議_上、遂以被_レ入云々」(「入る」というのは入京すること—橋本注)となっており、傍線部の「〇〇之料」と「為〇〇」とが明らかに対になっているからである。「為〇〇」を「〇〇のため」と訓ずるならば、それと対の「〇〇之料」も同じ「目的」の意味で取るべきなのは自明の理であろう。そして、この‘目的’の語義の「料」は、当時(室町・戦国期)、普通に見られた用例であった(上掲『日本国語大辞典』によれば、「意志を持って行なう動作の目的をあらわす。ため。」とあり、『竹取物語』[9世紀末～10世紀初]や『平家物語』・『古今著聞集』[13世紀前半]、『御伽草子』[16世紀]などでも確認することができる)。

こうした文法・語法構造に注意しながら【史料2】傍線③後半部分を解釈すると、大略、以下のようになる。すなわち、‘朝鮮の通信使卞孝文一行が「これまでの通信使が商売目的で来日したのとは違い、今回は普広院殿(足利義教)の弔礼のため来日通信したのだ」と訴え、幕府有力者は彼ら通信使の入京を許可した’、と。つまり、通信使の入京を拒絶していた当初の態度を幕府が翻した理由は、通信使が先代室町殿＝義教の弔問という名目を強調したからなのである[橋本2000九頁・高橋公明1985]。朝鮮使節側から見れば、「商売之料」(商売目的)で来日したと、室町幕府側

から咎められたのはむしろ不本意だったに違いない。朝鮮使節を乗せてきた使船の経営者や乗組員、客商らの素性はひとまず措くとして——というも宋希璟は釜山から兵庫まで船を乗り換えた形跡がない——、朝鮮王朝や通信使卞孝文らが「商売」目的第一で日本にやってきたと想定せねばならぬ理由はないのである。

また一方、諸大名の「国役・出銭」も、「商売の料(目的一橋本注)」に応じるための費用ではなく、朝鮮使節を接遇するための諸々の経費——兵庫から京都までの荷物の運送費や京郊諸地域での接待費・饗応費など——であったと考えるべきである。この推測は、近世の通信使が来日したとき、使行ルートに諸郷村にかけられた運送・饗応の負担費用が「国役」と呼ばれていた、という著名な事実を想起しても自然であろう。

(4) 京都での宿泊先

さて、朝鮮使節は京都に入ってどこに泊っていたのだろうか。実は、京都といっても、洛中に泊ることはなかったようなのである。文献史料で判明する限りで、朝鮮国王使の京都における宿泊先を列挙してみると、以下のようになる〔伊藤2002参看〕。

年次	使命	正使	宿泊先	典拠
1367	——	金童	天竜寺	『後愚昧記』貞治6年3月24日条、 『愚管記』同年3月20日条、『太平記』(巻39)高麗人来朝事
1420	回礼使	宋希璟	魏天(中国人通事)宅	『老松堂日本行録』〔107〕
			深修庵(仁和寺心蓮院の東隣、尼寺)	『老松堂日本行録』〔108〕〔109〕〔110〕〔115〕〔120〕など；『朝鮮世宗実録』2年10月癸卯条
			松月庵	『朝鮮世宗実録』2年10月癸卯条
1424	回礼使	朴安臣	深修庵	『朝鮮世宗実録』6年12月戊午条
1443	通信使	卞孝文	景雲庵(東山双林寺之傍)	『康富記』嘉吉3年6月19日条 (上掲【史料2】傍線①)

史料上知られるのは僅か4例の使節のみであるが、天竜寺(嵯峨)や深修庵(仁和寺地区)、松月庵(不明)、景雲庵(東山地区)という洛外の寺院に宿泊していたことは興味深い。特に、深修庵については、「朝鮮回礼使の入京の際には尼を他所に移して館舎にあてる例だった」ことが分かっ

ている〔村井章介1987/2000一〇二頁〔108〕注一〕。やや予断めくが、朝鮮使節の宿泊先として尼寺が選ばれた理由には、中世段階の尼寺の持つ特性が影響していた可能性がある。

当時の日本社会では、「女性＝三従五障」説⁽⁶⁾に基づく女性罪業観に基づき、未亡人などの女性たちが尼寺に身を寄せるようになっていた(尼寺は「結界」であった)。一方、朝鮮使節も明使節も、有名な京都の祇園会の見物を幕府側から拒否されているが、それは祇園会がそもそも御霊信仰に基づく祭礼であって〔脇田晴子1999参看〕、疫病流行を除去するという祇園会の本来の性格と抵触したためではないかという関周一氏の興味深い見解もある〔関周一1995七三～七四頁〕。つまり、女性罪業観・蔑視観と、外国人差別・ケガレ観とが連関していた可能性を指摘しうるのである⁽⁷⁾。

ただし、中世日本における女性差別と外国人への差別意識とがともに単純に否定的なものであったと見るのはいささか早計であろう。この頃に著名な京都の尼寺は、禅宗や律宗に属するものが圧倒的に多く、鎌倉後期以降、禅・律が体制仏教化を遂げることによって、官寺として位置づけられるものが少なくなかったからである(とくに禅宗尼寺)〔牛山佳幸1989・2003〕。ここで議論の対象となっている深修庵は、喝食{かつしき}に関する記事もあるため、明らかに禅刹であったと考えられる〔牛山佳幸1990〕。臨濟禅系尼寺では、「尼五山」などのランク付けも整えられており〔湯之上隆1990・大石雅章1990など参照〕、くだんの深修庵が「尼五山」体系に組み込まれた臨濟宗の官寺系尼寺であった可能性は否定できないのではないかと。さらに、この頃の京都の尼寺には、天皇家・宮家・将軍家をはじめ有力公家・武家出身の女子や未亡人が入る例の多かった点も見逃せず〔勝山令子2003〕、他に史料が見当たらないからといって、深修庵を一概に卑しい禅刹であったと決めつけることはできないと考える。むしろ、朝鮮使節を宿泊させた(させ得た)という点を鑑みれば、相当、ランクの高い寺庵だったのではないかと。

こうした点については、今後、中世日本における尼寺の網羅的な検出を続けている牛山佳幸氏の研究成果などに学びつつ、考察を続けていきたいと思う。

なお、上掲表中の景雲庵は素性が良く分からないが、近くの双林寺については、当初は天台宗、南北朝時に時宗の国阿が中興して東山道場と呼ばれる時宗寺院となっていたことが指摘されている(『日本歴史地名大系 京都市の地名』平凡社)〔伊藤幸司2002二七五頁〕。時宗か禅宗の寺院(塔頭)だったのではないかと⁽⁸⁾。時宗の道場の開放性、また流通経路上の立地の良さなどは、良く知られた事実である。また推測の域を出ないが、念のため付言しておく、天竜寺に宿した1367年高麗使金竜・金逸らも、天竜寺の本山ではなく、塔頭かどこかに泊ったのに違いない。

なお、1471年、左武衛(斯波)義廉が、「貴国[*朝鮮]之伴者、来朝于本邦、専所慰息」として京都東山の「東光寺」なる寺の名前を挙げているが(『朝鮮成宗実録』2年12月己卯条)、そもそもこの使節が偽使であって斯波氏本人とは無関係であるため〔橋本1997a〕、俄には信じがたい。

3. 朝鮮国王使に対する日本国王の外交儀礼

(1) 「日本国王」(室町殿)による使節接見 ——引見儀礼——

【朝鮮国王使に対する賓礼(外交儀礼)】

朝鮮国王使の外交儀礼関係については、外交文書の様式面を中心に高橋公明氏〔高橋公明1982a・1982b〕の詳細な研究がすでにあり、また1443年通信使卞孝文入京時の座次論争については通信使(中世)研究史で概要を紹介しておいた。そこでここでは、朝鮮国王使が、どこで・どのように「日本国王」(室町殿)に謁見したのか、回礼品はどのように用意されたのか、引見・贈答儀礼に絞って見ていくこととしたい。

まず、使節引見儀礼の場面を見てみよう。その場所(所在地)が史料で分かる初期の例としては、1367年、高麗使の金童・金逸らが雲居庵(天竜寺塔頭)で二代将軍義詮の延見を受けた例(『善隣国宝記』巻上—後光厳院貞治6年丁未条)や、1420年、回礼使宋希璟らが宝幢寺にて引見を受けた例(『朝鮮世宗実録』2年10月癸卯条)、1422年、回礼使朴熙中らが等持寺・宝幢寺で接見された例(『看聞日記』応永30年6月7日条、『朝鮮世宗実録』6年12月戊午条)、1429年6月19日、六代将軍足利義教が仁和寺等持院において通信使朴瑞生を引見した例(『満濟准后日記』正長2年6月19日条)が見当たるが、その次の使行からは、室町第において引見する習いとなったようである〔伊藤幸司2002二七五頁〕。

まず、永享5年(1433)正月26日、回礼使李藝らを将軍義教が室町第において引見(『看聞日記』同日条など)。次いで、永享11年(1439)12月26日、通信使高得宗らを将軍義教が室町第で引見している(『蔭涼軒日録』同日条)。後者については、国書進呈の様子が記録に残っているので、当該史料を引用しておこう(当日、使節を引導した人間は蔭涼職季瓊真薬であった(『蔭涼軒日録』前日条参照))。

①高麗通信使、参殿中、乃於南面欄中、三拜而奉書、②所貢方物件々納之正実坊御倉、書并別録則在当寮〔*蔭涼軒〕、(『蔭涼軒日録』永享11年12月26日条)

下線部①によると、「南面」する将軍義教に対して、三拜して国書を捧呈していたことが分かる。「南面」は言うまでもなく使節に対して上位に立つことを意味し、義教は「欄中」にて、恐らく立ったままだったと思われる。通信使高得宗らは、使行を成就させねばならないという現実的な判断のもとに、こうした屈辱的な外交儀礼に甘んじていたのである⁹⁾。残念ながら、これに対応する『朝鮮王朝実録』の記事は残っていない。

ともかくも、義教時代の途中から、朝鮮国王使の引見が政治の表舞台(「殿中」)に登場するようになったことは確かである。しかも、それがあたかも朝貢使節に対するが如き形態であったことは重要だ。15世紀前半期において、室町殿権力の荘厳化に、外交関係が援用されていたことは間違い

ないのではないか。

【琉球使に対する賓礼(外交儀礼)】

来京した琉球使に対する賓礼(外交儀礼)については、足利義政の時代の例が史料にあるので、紹介しておこう[宮本義己1995参看]。

A『斎藤親基日記』文正元年(1466)7月28日条

琉球人參洛、(当御代六ヶ度目、)号長史(チャクス)、於御寢殿庭前三人懸御目、三拝申了、庭ニ鋪レ塵、

- 一、女中衆御見物、
- 一、御供東之御縁伺候、
- 一、走衆六人、上土門南候了、
- 一、進物料足一千貫文、其外如先々、
- 一、懸御目三人進物種々、自小侍所、元連[*飯尾元連(大和守)]、之種[*飯尾之種(肥前守)]、為奉行執次之進上也、

B『蔭涼軒日録』文正元年(1466)7月28日条

……琉球国官人參、而庭上消{ママ}三拝退出、忽獻方物也、退出之時、於惣門之外辺故放鉄放{ママ}一兩声、人皆聽而驚顛也、自彼国王於愚老件々贈物并有状、凡於我方以状通好、尤人情之常、是信是義為希、況千里万里遼遠之地如此、実公方顔遇之恩榮、其所及不亦幸乎、

これによると、琉球国王(中山王)尚徳の使者芥隠承琥{かいいん・しょうこ}が足利義政邸(室町殿)で直々に謁見したことが分かる(A・B傍線部分)。しかも、庭先に席(筵カ)を敷いて、その上で「三拝」したのだという。礼物も「進物」と呼ばれ(A二重傍線部)、まさに「来朝」使節として扱われていたことは明白である。

【明使に対する賓礼(外交儀礼)】

明使の来日とそれに対する賓礼については、冊封受諾の儀式が良く史料に残っている。ただし、それも義満(1402年)・義教(1434年)の二回のみである。一方、義持期には日明関係を断交し、義政期以降は明使の来日自体がなかったため、来日明使に対する賓礼一般を論ずるほど事例が豊富なわけではない。冊封の受諾儀礼に関しては『満濟准后日記』に詳しく、また先学の詳細な指摘があるので[田中健夫1975ほか]、ここでは簡単にさらしておくのみとしよう。

まず義満時代(応永9年=1402年)の冊封儀礼である。『満濟准后日記』永享6年(1434)5月12日条によれば、公卿十人・殿上人十人がおのおの染装束を着用し、近衛良嗣と菊亭公行が北山殿の惣門まで参向。樂人が一曲を奏し、義満が海老色の法服、白地金襴の平袷を掛けて四脚

門まで出迎え、明使は「唐書」（皇帝の詔勅と礼部の咨文と）を頭上に捧げて義満の前を歩み進んだ。北山殿寢殿の庇の間に満広席を敷き、母屋・出衣以下、荘厳を尽くし、その母屋の前に高机を置いて「唐書」を安置。義満はそれに向かってまず焼香し、次に三拝、さらに跪いて「唐書」を開いて見た。これもまた有名な話だが、義満のこの丁重ぶりに満済も諸人も「甘心」しなかったという。さらに記主の満済は当事を回顧して、「故鹿苑院殿〔*足利義満〕御沙汰事過タル様、其時分内々道将入道〔*斯波義将〕等申候し、愚眼所及、又同然候キ」と漏らしている。

次に義教時代（永享6年＝1434）。「丁重過ぎた義満時代」への反省に立って、随分簡略化したようである。『満済准后日記』永享6年6月3日・5日条によると、階下まで義教が降りることはせず、伶人（奏楽人）が惣門まで参向し、公卿二人が四脚門まで出向く。母屋の室礼は、東北側に曲桌一脚を置いて主人御座とし、西に曲桌二脚、庇に曲桌三脚を立て、明使たちの席とした。国書披見の儀式については、まず明使が階下にいる段階で大床を出し、国書に拝礼。明使は国書を捧げ、義教の前の高机に置く。明の国書は「自_レ異朝_レ候天書」であり、「日本大臣以下」は焼香二拝が古今東西通例の礼儀でもあるというので、焼香二拝を行なう。国書披見も立ちながら行なった。ついで曲桌に着席し、茶礼を行なったという。

なお、冊書（国王任命書）をもたらした明使以外でも、室町殿義満はおおよそ同様の賓礼をもって北山殿に明使を引見したとされる〔田中健夫1975六八頁〕。しかし、詳細な内容については残念ながら伝わっていない。さらに言えば、明使帰国時の儀礼次第などについては、冊封使の場合も含め、何ら史料に残されていない。

（2） 国書と礼物の収納

本節では、直接外交儀礼に関わるものではないが、国書と礼物の収納方法・場所について簡単に考察する。

上に引用した『蔭涼軒日録』永享11年12月26日条の、下線部②の箇所は、これまで「続史料大成」本（臨川書店刊）の訓点——「所_レ貢方物件々納之、正実坊御倉書并別録則在当寮」に従って、「正実坊御倉の書と別録とが蔭涼軒に保管されている」と解釈されてきた〔今枝愛真1970四二二頁・寺嶋雅子1977二六四頁・田中博美1987六六頁〕。だが、これはまったくの誤読である。『古事類苑』外交部のごとく「所_レ貢方物件々納_レ之正実坊御倉_一、書并別録則在_レ当寮_一」と訓じるべきである（上掲引用文下線部②ではこちらに合わせて読点を打っている）。これは、明・朝鮮からの国書類が蔭涼軒に保管されるという原則〔橋本雄1997b〕に照らしてもまったく間違いがない。というよりむしろ自然である。

また、この条文によると、朝鮮国王からの贈り物は、形式上、一度はすべて幕府のもとに収めら

れたと考えられる。恐らく、朝鮮使節が来日せず、返礼品のみ日本使節の帰国に託した場合も同様であろう。この点については、傍証となりうる史料が僅少だけれども、以下、管見の限りの事例が四つほどあるので、例示しておこう。

①1431年、朝鮮からの「進物」銅銭1,000貫・唐物などが公方義教に献上された。帰国した日本国王使船(遣朝鮮使船、正使は宗金?)がもたらしたものかと思われる(『看聞日記』永享三年七月二十八日条)。

②1460年、美濃一宮の請経(大蔵経求請)船(正使秀彌)が帰国して大蔵経をもたらし、仲介役を務めた美濃守護土岐持益が公方義政への「御礼」として五千疋(50貫文)を納めた(『蔭涼軒日録』長禄4年3月10日条)。

③1487年帰国した越後安国寺請経船(正使等堅〔梵堅とも])の例では、恐らく御礼としての「千疋」(10貫文)と、朝鮮からの「反物」すべてが幕府に「進上」された(『蔭涼軒日録』長享元年12月24日条)。後者は、国書の別幅に記載されていた分であろう。

④1490年に帰国した伏見般舟三昧院請経船(正使恵仁〔実際には別人の禅僧が渡航])では、朝廷内で朝鮮よりの「進物」=「貢納」=返礼品を「武家」(将軍家)に遣わすか否かで議論となり、結局「武家」に遣わすことに決定した(『実隆公記』延徳2年7月10日条)。朝鮮よりの返礼品を、将軍家へ納入するという先例に倣ってのことではないか。

——以上の例から、朝鮮からの贈り物・返礼品が、まず(理念上・形式上)幕府に納入される体制が確立していたと考えられる。恐らく、当初は御倉方ないし寺奉行が、後には「唐船奉行」飯尾大和守方が、帰国した使節から物品・国書類を徴収し、それぞれリストと品物とを突き合わせながら、如上のように収納していたのではなかろうか。残念なことに、その場面を伝えてくれる史料はない。ただ、大量の大蔵経の場合は、さすがに政所で検収したとは思えないが……⁽¹⁰⁾。

なお、琉球使節の「進物」については、幕府政所奉行人——唐船奉行の飯尾元連ら——が検収したことが、足利義政時代の史料から判明している(『斎藤親基日記』文正元年(1466)7月28日条)。また、日琉間で授受する文書が基本的に漢文史料でなく、日本式の文書であったこと〔佐伯弘次1994〕、『善隣国宝記』などに琉球関係文書を載せないのは京都五山僧でなく幕府政所が文書関係を所管していたと推測されること〔橋本雄1997c〕などから、日琉外交関係は、基本的に幕府政所が管轄していたものとする。琉球からの外交使節が禅僧だったからと言って(しかも史料上の判明例はごく限られている)、五山禅僧が琉球外交を主担していたわけではないのである。

(3) 日本からの回礼品・贈り物 ——贈答儀礼——

室町幕府から朝鮮国王使への回礼品は、考えてみれば当然のことだが、室町幕府自身が支出したようである。

たとえば、『蔭涼軒日録』永享12年6月15日条には、「高麗被遣之注文懸御目、正実坊可下行之由被仰出、但初井方白之」とある。ここで御倉奉行(財政事務官)の初井某が正実坊(財務請負人)に回礼品代を出資させようとしているのは、これ以前に將軍義教が初井方に出資を命じていたからである(『蔭涼軒日録』永享12年2月9日条)。当時の初井は財政が逼迫していたため、他の御倉衆の正実坊に転嫁したものであろう。

このように、実際に誰がどのような資金をもとに支弁したかは定かでないが(時期によっても違つたであろう)、ともかくも、日朝国王間の贈答儀礼は、幕府・公方御倉が自身で支弁するのが原則であったと推測される。だからこそ、朝鮮国王からの対価である回礼品・贈り物を、幕府が必ず収納することができたのであろう。

実は、これと類似した体制は、遣明船貿易(日明朝貢貿易)においても成り立っていた。すなわち、日本国王から皇帝への朝貢品(贈り物)は幕府(実際には財産を管理していた御倉衆)が支弁し、皇帝から日本国王への回賜品(贈り物)は幕府政所を経て公方御倉に収納されたのである〔橋本雄1998b〕。

4. 仮想の朝貢使節 ——むすびにかえて——

最後に、室町幕府の側がどのように朝鮮使節を見ていたのか、対朝鮮観・対朝鮮使節観というべきものを見て本報告を閉じることとしたい。

これまでも繰り返し指摘されてきたことだが、中世の日本、とくに為政者レベルにおいては、朝鮮蔑視観とも言うべき対外観が色濃くこびり付いていた〔村井章介1988第1部〕。その中身は、中国対等・朝鮮下位という国際的な序列意識であった。本報告中に掲げた史料に散見されるように、朝鮮使節はまず何よりも「来朝」してくるべき存在であり、「進物」を捧げるべき存在だとされてきたのである。

そうしたなかで、室町殿の威信や権威を高めるために、朝鮮・琉球使節の畿内への「来朝」が必要とされたのは想像に難くない(もちろん、外交文書様式上、対等関係を標榜する日朝関係＝朝鮮使節については、あくまで室町政権側からの主観——仮想の「朝貢」⁽¹¹⁾——に過ぎなかったが)。朝鮮・琉球使節の日本京都への「来朝」は、伝統的外交観を十全に満たし、時の「主権者」室町殿の威光を荘厳してくれる重要な要素であつたらう。

たとえば、次のような例(《 α 》＝朝鮮関係、《 β 》＝琉球関係)を参照されたい。

《 α 》「高麗来朝、新羅来朝」の文字を載せる「一編の書」や、来日使節に対する非礼の原因とされた「旧史」が、当時、外交マニュアルとして現実に存在していた(『朝鮮成宗実録』10年2月丙申条、『朝鮮世宗実録』11年12月乙亥条)〔村井章介1988第I章・補論1〕。これはおそらく、『臥雲日

件録抜尤』寛正5年5月20日条の清原業忠の発言に見える、「諸国来貢を記すの書」、すなわち『蕃客録』という書物のことであろう(『国書総目録』には見えず)。寛正5年(1464)の段階で、こうした古色蒼然としたマニュアルが存在していたということは、いわゆる古代的な「帝国意識」「小中華意識」が中世後期にも生きていたことを雄弁に物語る。恐らく、彼らの意識としては、朝鮮王朝の方こそ幕府に「朝貢」使節を送ってくるべきなのであり、こちらからは(出来れば)使節を派遣したくない、というのが本音でなかったろうか。足利義持が朝鮮王朝に対して執拗に大蔵経「板」を求めたのも[村井章介1997;関周一1997]、大蔵経の生産手段さえ入手できれば、もはや遣朝鮮使船を送らずに済むと考えたためではないか。

ともかくも、室町幕府の周辺にとって、朝鮮使節が‘仮想の朝貢使節’であったこと——正確に言えば、そうあって欲しいと願っていたこと——は、疑いのない事実であろう。

《β》 応仁・文明の乱収束後、足利義政が島津氏に対して、琉球への「来朝」(の再開)を督促するよう要請した次の例は、間違いなく、八代将軍足利義政の‘小中華意識’の存在を如実に物語る。

自_{琉球国}無音申之儀、世情忿劇之間者、不_及是_{是非}候、既静謐之上者、早々如_{先例}御船可_有来朝_{之旨}、可_被申遣_{之由}、被_成奉書_候、被_{仰出}候通、急速御伝達候者、可_然存_候、同此使者可_{罷上}候時、可_遣御船_{之段肝要候}、恐々謹言、

二月一日{〔文明12年・1480〕} 下野守英基(花押)〔*布施英基〕

謹上 島津陸奥守殿〔*島津忠昌〕

(『島津家文書』①281号)

就_{琉球国}之時儀、去二月十一日之 御奉書、同四月廿九日到来、謹以拝見仕候訖、抑彼船如_{先例}、可_致来朝_{之由}、被_成御奉書_候、同御使渡海候上者、敢不_可有_{緩怠}之儀_{候哉}、於_{于私}上意之趣速申送候、無_如在之儀_候、以_{此旨}、可_有御披露_候、恐惶謹言、

月 日 藤原武久〔*島津忠昌〕

謹上 飯尾前大和守殿〔*飯尾元連〕

布施下野守殿〔*布施英基〕

(『島津家文書』①338号(文明12年・1480))

こうした幕府の対外的観念を時間的に遡及させることが許されるならば、四代将軍足利義持政権以後、頻繁に畿内へ「来朝」してきた琉球使節の存在[佐伯弘次1994]は、足利義持政権の‘小中華意識’を十分に満たしていたと見て間違いあるまい。少なくとも、琉球使船のもたらす「唐物」は、

将軍家の威信財となり得ただろう。

——以上《 α 》《 β 》の例から、朝鮮使や琉球船がともに、‘仮想の朝貢使節’と見なされていたことはほぼ間違いない。しかも、琉球の方は朝鮮と違って、通交貿易の利便性を高めるためか、日本側にわざとへりくだって見せていた節がある〔佐伯弘次1994参照〕。

そして一方、考えてみれば当然のことだが、「日本国王」(室町殿)は形式上、明皇帝の臣下である。したがって、明使節の来日を、「来朝」ないし「入貢」のごとく演出するのは極めて困難であった。しかも、室町殿の受封儀礼に際しては、義教時代に顕著なように、「神慮」や「崇り」が常に心配されていた。その意味で、義政時代(15世紀半ばの応仁度遣明船の明使来日途絶申し出—『戊子入明記』)以後、明使が来日しなくなり、こうした難問を心配せずに済んだことは、財政難の苦悩も絶えない室町政権にとって不幸中の幸いであつたろう〔橋本雄1997a・1998a・2000参看〕。

以上のように、室町幕府は、現実の国際関係と‘仮想の国際関係’とのギャップに常に苦しんでいたわけだが、15世紀中葉以降、国内の内乱をきっかけに明・朝鮮使節の来日が途絶えると〔橋本雄1997a・2000;伊川健二2000〕、その悩みも消え失せた。そして、そのまま‘仮想の対外観・朝鮮観’が日本国内では増幅され、豊臣政権の朝鮮侵略へとつながっていくのである〔村井章介1993・1999〕。

【引用文献一覧】(著者名は五十音順、論文副題は省略)

- 網野善彦1992 『海と列島の中世』日本エディタースクール出版部
- 伊川健二2000 「中世後期における外国使節と遣外国使節」『日本歴史』626号
- 石井正敏2001 『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館
- 伊藤幸司2002 「中世後期外交使節の旅と寺」中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館
- 今枝愛眞1970 『中世禅宗史の研究』東京大学出版会
- 牛山佳幸1989 「中世の尼寺と尼」大隅和雄・西口順子編『シリーズ女性と仏教1 尼と尼寺』平凡社
- 1990 「続・中世の尼寺ノート(その1)」『信州大学教育学部紀要』70号
- 2003 「中世の尼寺とその周辺」『国文学 解釈と教材の研究』48巻5号
- 大石雅章1990 「比丘尼御所と室町幕府」『日本史研究』335号
- 奥村周司1982 「高麗の外交姿勢と国家意識」『歴史学研究』別冊大会報告号
- 勝浦令子2003 『古代・中世の女性と仏教』(日本史リブレット)山川出版社
- 勝俣鎮夫1986 「山賊と海賊」『週刊朝日百科 日本の歴史8 徳政令』朝日新聞社
- 佐伯弘次1990 「室町時代の遣明船警固について」九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館
- 1994 「室町前期の日琉関係と外交文書」『九州史学』111号
- 酒寄雅志1993 「華夷意識の諸相」荒野泰典・石井正敏・村井章介編『アジアのなかの日本史V 自意識と相互理解』東京大学出版会
- 桜井英治1996 『日本中世の経済構造』岩波書店
- 鈴木正崇2002 『女人禁制』吉川弘文館
- 須田牧子2002 「室町期における大内氏の対朝関係と先祖観の形成」『歴史学研究』761号
- 2004 「中世後期における赤間関の機能と大内氏」『ヒストリア』189号
- 関 周一1995 「中世後期における「唐人」をめぐる意識」田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館
- 1997 「室町幕府の朝鮮外交」阿部猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版
- 1999 「朝鮮王朝官人の日本観察」『歴史評論』592号
- 高橋公明1982a 「外交儀礼よりみた室町時代の日朝関係」『史学雑誌』91編8号
- 1982b 「外交文書、「書」・「咨」について」『年報中世史研究』7号
- 1985 「室町幕府の外交姿勢」『歴史学研究』546号
- 1987 「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」『歴史学研究』573号
- 田中健夫1975 『中世対外関係史』東京大学出版会

- 1997 『東アジア通交圏と国際認識』吉川弘文館
- 田中博美1987 「武家外交の成立と五山禅僧の役割」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館
- 寺嶋雅子1977 「蔭涼軒御倉について」『(中央大学)大学院研究年報』7号
- 中村榮孝1966 『日本と朝鮮』(日本歴史新書)至文堂
- 西山 厚2003 「総説:女性と仏教」特別展図録『女性と仏教——いのりとほほえみ——』奈良国立博物館
- 野村育世2004 『仏教と女の精神史』吉川弘文館
- バートン、ブルース2000『日本の「境界」——前近代の国家・民族・文化——』青木書店
- 橋本 雄1997a 「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」『史学雑誌』106編2号
- 1997b 『遣朝鮮国書』と幕府・五山』『日本歴史』589号
- 1997c 「書評:田中健夫著『前近代の国際交流と外交文書』」『東アジア通交圏と国際認識』『古文書研究』46号
- 1998a 「室町・戦国期の將軍権力と外交権」『歴史学研究』708
- 1998b 「遣明船と遣朝鮮船の経営構造」『遙かなる中世』17号
- 2000 「室町幕府外交は王権論といかに関わるのか?」『人民の歴史学』145号
- 2002a 「永正度の遣明船と大友氏」『九州史学』130号
- 2002b 「肥後菊池氏の対外交流と禅宗・港町」『禅文化研究所紀要』26号
- 2003 「中世日本対外関係史の論点」『歴史評論』642号
- 2004 「真贋のはざまに」村井章介編『8-17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流——海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に——』(上巻)(日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(A)(1))研究成果報告書、平成12年度-平成15年度)
- 韓 文鍾1996 『朝鮮前期対日外交政策研究』(博士論文、全北大学校大学院史学科)
- 三浦周行1981a 『日本史の研究』(第1輯下)岩波書店
- 1981b 『日本史の研究』(第2輯下)岩波書店
- 宮本義己1995 「室町幕府と琉球使節」『南島史学』45号
- 村井章介1987(校注)『老松堂日本行録——朝鮮使節の見た中世日本——』(宋希環著)(岩波文庫)岩波書店(第3刷:2002年)
- 1988 『アジアのなかの中世日本』校倉書房
- 1993 『中世倭人伝』(岩波新書)岩波書店
- 1995 「王土王民思想と九世紀の転換」『思想』847号

- 1997 『国境を超えて——東アジア海域世界の中世——』校倉書房
- 1999 「壬辰倭乱の歴史的的前提」『歴史評論』592号
- 湯之上隆1990 「足利氏の女性たちと尼寺」九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館
- 脇田晴子1999 『中世京都と祇園祭——疫神と都市の生活——』(中公新書)中央公論新社

【報告後の討論などを踏まえた註記・補足事項】

¹ この報告に対して、韓国側委員の趙琬氏から、「報告者(橋本)の視点は一国史観的で日本に偏り過ぎており、朝鮮から見た視点を入れるべきだ」との指摘を受けた。しかし、報告者は、先に日本側委員・研究協力者と共同でまとめた研究史の整理と課題とを承けて、それに則って本報告をまとめたのだという事実を断っておきたい。すなわち、本報告は、研究史整理とともに併せ読まれることを切に期待するものである。

なお、質疑・討論の折りに十分に答えることができなかったのも、報告者のこの研究が、決して単純な一国史観的研究ではない、という点も改めて強調しておきたい。本報告は、外国(朝鮮王朝)の使節が中世の日本においてどのように待遇されたかという、もともと基礎的な「関係史」を研究したものであり、確かにフィールドは日本に重点が置かれているが(そうした意味で報告者も自身の報告を「一国史観的」だと口走ってしまったが、誤解を招きやすいようなので撤回したい)、決して「一国史的」な研究ではない(ありえない)。そもそも、「関係史」とは、彼我の通交の始点から終点までを視野に収め、順次、実証研究を積み重ねていくべき領域だからである。どのように研究対象を分割し、いかなる方法論を以て進めるのかは、それぞれの研究者に任せられている事柄ではなからうか。

² 発表時の報告原稿(2003年6月14日、於・対馬厳原町)では、「迎接体制」としていたが、韓国側委員の鄭求福氏より、室町幕府の迎接体制は「体制」と呼べるほどしっかりしたものなのか、という質問を受け、このように修正した。これは、一つには韓国語における「體制」と、日本語における「体制」とのニュアンスの相違が原因と考えられ、「體制」よりも緩やかな仕組みを指す語として「システム」という言葉を今回の訂正稿では選んだ次第である。もう一つの原因は、当時(中世)の日本の国家社会体制がそもそも分散的で統一的でないため、朝鮮王朝ほどの確固たる統治体制が存在せず、それゆえ迎接システムも「體制」(韓国語的な意味合い)とは到底表現できない、という事由が存する。この点は、中世日本の国家の体質そのものに根ざしたものである点、涼とされたい。いずれにせよ、鄭氏の御指摘・御教示には感謝したい。

³ その後、上記の須田牧子氏論稿において、この事例はさらに詳細に紹介・分析されている〔須田2004七七～七八頁〕。

⁴ 享徳3年(1454)、遣明船の兵庫帰着時に「公方御使」の幕府奉行人2人(飯尾美濃守貞元・同孫右衛門尉之種)に先立って、「管領使」が兵庫に下向しているが(『康富記』享徳3年10月15日条)、これは恐らく接待すべき唐人の有無を確認するために派遣されたのではないか。また、こうした斯波氏の役割に関連して、偽使の発言ではあるが、参考になる史料があるので紹介しておきたい。左武衛(斯波)義廉名義の書契の一節である(下線部参照)——「凡行李往来之館、義廉久司之、特貴国皇華使来临、則稿以賓讎之礼、其盛膳倍万于余邦也、……」(『朝鮮成宗実録』2年(1471)12月己卯条)(この斯波義廉使送が偽使と考えられることについては拙稿〔橋本1997a〕参看のこと)。なお、この史料は、偽使だからと言ってその発言内容がまったくの嘘偽りとは限らないことを示す好例と言える。こうした偽使の真偽と情報の真偽の不一致の問題については、筆者の最近の別稿〔橋本2004〕で一定の考察を加えたことがある。

⁵ 以下、発表時の原稿にはあった先行研究の再検討と批判とについては、やや議論が錯綜するため削除した。論

旨と本質的には関わらないためである。詳細は、報告者の旧稿〔2002a〕などを参照されたい。なお、しかしながら本文(訂正稿)は、報告の際に口頭で補足した内容を反映させたものである点、お断りしておく。

- ⁶ 月経・出産のときの出血や「母性」そのものなどに由来して、女性は、父・夫・息子に従うべきだとする「三従」の教え、また梵天・帝釈天・魔王・転輪聖王・仏身になれないという「五障」の考え方により、成仏できない、それは生まれながらの罪業を背負っているからだ、と考えられていた(その最大の根拠となったのが『法華経』「薬王品」「提婆達多品」である)。ただし、それを救済する措置・考え方も同時に用意されていた。やはり『法華経』「提婆達多品」には、龍女が功德によりいったん男子に変化して成仏できるという「へんじょうなんし変成男子成仏」説が展開され、それが女性一般にも適用されることとなったのである〔鈴木正崇2002・西山厚2003など参照〕。中世日本(とくに平安時代後期)の装飾経——装飾された法華経——に女性の発願になるものが多いのは、こうした複雑な事情が考えられる。

もっとも、こうした(恐らくは男性中心の)‘女性と仏教’観から一步引いて女性側の立場から見ると、最初から女性たちの間にこうした女性罪業観が普及・浸透していたとは考えられない。中世前期(鎌倉期)にはむしろその浸透度は低く、中世後期(室町・戦国期)に入って徐々に浸透・拡大していったというのが実情のようだ〔野村育世2004〕。このように、中世日本には様々な‘女性と仏教’観が混在していたこと、尼寺も尼も主体的・積極的な社会的存在であったこと、そして女性罪業観も歴史的に形成されてきたのだという当然のことを、改めて確認し強調しておきたい。

なお、本註も含めて、女性と仏教との関わりについては、口頭発表時よりも大きく増補したことを断っておく。

- ⁷ 中世日本列島、とくに中心部の畿内周辺で、外国人に対してケガレ観が強まるようになったのは、九世紀以降のことである〔村井1995・バートン2000参看〕。

- ⁸ 参考までに、来日した明使がどこに泊ったかであるが、①応永9年(1402)は洛北法住寺(『吉田家日次記』同年8月11日条、『武家年代記』同年8月9日条)、②永享6年(1434)は洛中の大宮猪熊道場の予定であったが、‘謁見以前に正式の宿には泊まれないので(仮の)下・中クラスの宿に換えて欲しい’という明使側の意向により急遽変更先に宛てられた、六条法華堂(本圀寺か)(『満濟准后日記』同年6月1日条など)、の二つの事例が分かっている〔伊藤幸司2002参照〕(ただし後者の②については明使が「三条猪熊法華堂」に「居」したという証言もある—『薩戒記』永享6年6月1日条)。

- ⁹ 韓国側研究協力者の張舜順氏から、通信使高得宗らが「屈辱的な外交儀礼に甘んじていた」根拠を示して欲しい、という指摘を受けた。『蔭涼軒日録』の記事を鵜呑みにはできないという指摘であろうか。しかし、『蔭涼軒日録』は、蔭涼職の内部の記録なので、殊更に虚偽を書き立てるような史料とは考えられない。報告者は、やはり、高得宗らが「屈辱的な外交儀礼」の執行を甘受したのは事実だと考える(「屈辱的」と形容すべきか否かは別として)。しかし、だからと言って、日朝関係が絶対的・恒常的に日本上位で推し進められていた、ということには決して繋がらないだろう。同様に、日本国王使や諸々の倭人通交者が逆に朝鮮に渡ったときに「屈辱的な」外交儀礼を行っていた事実から、むしろ日本の方が朝鮮より下位に置かれていたとする張氏の主張も、当然、妥当とは思われない。一般に、外交儀礼という政治的な場面において、受け容れ国側が上位に立つ(来航した外交使節を朝貢使節と見なす)ように演出することは、何時・何処の国でも行なっているありきたりの事実であり、現代の我々にとっては、そうした各国の自国中心主義を相対化して見るこそ必要であろう。こうした当たり前の事柄を念頭に置けば、円滑に通交関係を成就させるために、通信使高得宗一行や多くの倭人通交者たちが「朝貢的態度」を採ったことは、むしろ現実的かつ実践的であったとさえ評価できるのではないか。ともあれ、我々の祖先に当たるような人間たちが卑屈な、屈辱的な外交儀礼に甘んじたからと言って、現代の我々が卑屈な(あるいは尊大な)想いをする必要(必然性)は毫ほどもないのである。

なお、以上の議論に関しては、以下の筆者の別稿における叙述をも参照されたい〔橋本雄2003二〇～二二頁〕。

「華夷思想の諸相」を整理した酒寄雅志氏〔酒寄1993〕によれば、華夷思想は王化思想と表裏をなし、排除の

論理ばかりでなく包摂の論理を含んでいたという。「天子」のもとに、周縁の諸蕃から「朝貢」してくることも、王化の思想の一環である。つまり、高麗王朝の八関会的秩序〔奥村周司1982〕も、朝鮮王朝の「朝鮮外交秩序」〔高橋公明1987〕も、室町幕府の対外観——朝鮮や琉球を朝貢国と見なす観念——〔村井章介1988、橋本雄1997b・2000〕も、歴史的にはごく自然な、言ってみればありふれた現象なのだ。

このように、東アジアの歴史空間には、さまざまな「天下」や「中華」が重なり合うように存在していた。そうした複数の主観や仮想や妄想や言説を暴くことが、現段階では重要なのだと思う。何となれば、田中健夫氏が鋭く指摘したように、対外観とは国際関係のなかで育まれるだけでなく、逆に対外観が国際関係そのものを規定することもあったからだ〔田中健夫1997〕。どこかの国や地域の中華思想(華夷意識)だけが実体を備えていた、と考えるのは余りにナイーブに過ぎる。また時代や時期によっても、各国・各地域の比重や強弱が異なるのは自明の理であろう。国際関係とは、実に相対的かつ流動的なものなのである〔石井正敏2001第四部第一章〕。

¹⁰ しかし、それにしても事例②の50貫文、事例③の10貫文+反物全部では、大蔵経の「値段」(札銭)として、余りに安すぎないだろうか。もとより宗教的なアイテムである大蔵経に「値段」を付けること自体、不可能(不適切)であるが、「値段」にならない価値をどのように推し量るべきか。そこで注目したいのが、事例②の1458年の遣朝鮮船、美濃一宮請経船(正使秀彌)に関連すると見られる美濃守護土岐持益の動向である。すなわち、大蔵経の御礼をもたらした数日前に、土岐頼益の菩提寺、興善院が口入れして、妙法院に室町殿の「御成」(おなり)を迎えていた。しかもそのとき、他ならぬ土岐持益自身が軍勢を率いて警固したというのである(『蔭涼軒日録』長祿4年3月20日条—細川武稔氏の御教示)。大蔵経将来の「御礼」は先の「五千疋」(経済的金額)に止まらなかったことが推測され、政治的・軍事的な「御礼」もあり得た可能性を示唆する。大蔵経に対する「御礼」は、金銭的額面だけでなく、より広い視野から探っていく必要があるようだ。

¹¹ この「仮想」という語については、韓国側委員の方々から不適切だとの指摘を受けたが、なぜ不適切なのかの根拠は明確に提示されなかったと記憶している。恐らく、当時(室町時代)の為政者(室町幕府周辺)が朝鮮蔑視観を持っていた(=独善的な国際的秩序を「仮想」していた)ことを報告者(橋本)が指摘することにより、ふたたびこの現代日本で「誤った歴史観」を助長しかねない、と危惧されたのであろう。しかし、もとより報告者はそうした蔑視観を助長させる意図はさらさらなく、むしろその反対の立場に立つ。「仮想(の「朝貢」/「朝貢使節」)」と表現することにより、「室町幕府は通信使(朝鮮国王使)を「朝貢使節」のように演出したかったが、現実にはそれらは「朝貢使節」でなかった」、という事実を強調したかったのである。つまり、室町幕府の国際認識の倒錯ぶりこそを、ここでは指摘したかったのであり、朝鮮王朝の「外交秩序」(自国中心主義、あるいはエスノセントリズム ethnocentrism の亜種とも言うべきか)ともども、相対化していかなければならぬ世界観・対外観だと考えている(前註10も参照)。この点、日韓の学界・歴史教育界で共有できる「課題」なのではなかろうか。

朝鮮国王使行一覽(朝鮮王朝前期)

往還年月日(朝鮮史料)	使節名目	使者 姓・諱(官職)	号	字	派遣対象(日本)	備考
高麗恭愍王 15 年 (1366) 11/14 派遣	?	金逸 (檢校中郎將) 金竜			日本 (国王)	倭寇禁圧要請
高麗辛禑王元年 (1375・永和 1) 2/- 派遣	通信使	羅興儒 (判典客寺事)			日本 (国王)	倭寇禁圧要請。佛國時、日本より報聘使良柔 (晋州出身、日本帰化僧) を伴う
朝鮮太祖元年 (1392・明德 3)	倭寇禁圧要請	覚鎚 (僧)			征夷大將軍 (足利義満)	典拠:『善隣国宝記』
太祖 3 年 (1394・応永元) 5/28 来日	回礼使	金巨源 梵明 (僧)			九州節度使 (今川了俊)	
太祖 3 年 (1394) 10/11 派遣、4 年 (1395・応永 2) 7/20 来日	回礼使	崔龍蘇 (前工曹典書)			鎮西節度使 (今川了俊)	
太祖 4 年 (1395) 12/14 帰還	回礼使	金積善 (戸曹典書)			九州節度使 (今川了俊)	
太祖 6 年 (1397・応永 4) 2/9 来日	?	朴仁貴 (通事; 前司宰少監)			対馬島	
太祖 6 年 (1397) 5/6 派遣	?	朴仁貴 (前司宰少監)			対馬島	
太祖 6 年 (1397) 12/25 派遣、定宗元年 (1399) 5/ 帰還	回答使 / 通信官	朴惇之 (前秘書監)			大内殿義弘 (大内義弘) / 日本国王 (足利義満)	途中で回礼使から通信官へと名目変更。 * 朴惇之、初名は啓陽。
定宗元年 (1399・応永 6) 8/26 派遣	報聘使	崔云嗣 (戸曹典書)			日本大將軍 (足利義満)	海難事故に遭う。
定宗 2 年 (1400・応永 7)	回礼使	尹 銘			対馬島・壱岐島	
太宗元年 (1401・応永 8)	?	朴惇之 (敦之) (檢校参贊)			日本	
太宗元年 (1401)		李 藝	鶴坡		対馬島・壱岐島	
太宗 2 年 (1402・応永 9) 7/11 致書	(回礼使?)	(趙漢 (参議) ?)			日本大將軍	『朝鮮王朝実録』には「致書日本国大將軍」とあるのみだが、回礼使: 趙漢 (典拠:『老松堂日本行録』114 頁) に相当するのはここしかないと考えた。
太宗 4 年 (1404・応永 1) 4/25 派遣	報聘使	呂義孫 (典書)			日本国王 (足利源道義)	
太宗 6 年 (1406・応永 13) 2/20 派遣	報聘使	尹 銘 (檢校工曹参議)			日本国王 (足利源道義)	
太宗 6 年 (1406) 3/29 派遣	?				対馬島守護	宗貞茂父喪弔慰
太宗 6 年 (1406) 閏 7/3 帰還	回礼官	李 藝			日本	朝鮮人被虜人の送還
太宗 7 年 (1407・応永 14) 10/19 派遣	?	李臺貴 (判礼賓寺事)			対馬島守護	
太宗 8 年 (1408・応永 15) 3/14 帰還	通信官	朴 和			日本	* 朴和は高麗忠烈王のとき元将忽敦に従い対馬・壱岐を侵略。
太宗 8 年 (1408) 5/10 帰還	回礼官	金 恕			日本国	朝鮮人被虜人の送還
太宗 8 年 (1408) 5/12 帰還	客人護送官	李春発			壱岐志佐殿	朝鮮人被虜人の送還
太宗 8 年 (1408) 5/22 帰還	回礼官	崔在田			大内殿	朝鮮人被虜人の送還
太宗 8 年 (1408) 8/1 派遣	報聘使	金 浹 (シヨウ) (前書雲觀丞)			大内殿	懶翁(ヲノウ)[高麗時代の禪師]の画像を賜給
太宗 8 年 (1408) 11/16 帰還	?	平道全 (護軍)			対馬島	
太宗 9 年 (1409・応永 16) 2 月派遣、太宗 10 年 (1410) 4/14 帰還	回礼官	朴 和 (司直)			壱岐志佐殿 (源秋高)	
太宗 9 年 (1409) 4/21 派遣	報聘使	平道全 (護軍)			対馬島	
太宗 10 年 (1410・応永 17) 2/4 派遣、太宗 11 年 (1411) 1/26 帰還	回礼使	梁 需 (前海州牧使)	漢城		日本国王 (足利源道義)	芭蕉夜雨図 (東博) に著賛

太宗 10 年(1410)5/13 派遣	?	李 藝(前護軍)	鶴坡		対馬島主	
太宗 11 年(1411・応永 18) 9/11 派遣	?	平道全(護軍)			対馬島主	
太宗 13 年(1413・応永 20) 6/16 派遣、11/24 復命	通信官・回礼官	朴 礎(前万戸)			壹岐志佐殿・対馬島主	
太宗 13 年 (1413) 12/1 派遣	通信官・通信使	朴 貴 (檢校工曹參議)			日本国王 (足利義持)	* 朴貴は太宗 17 年 (1417) 没。
太宗 14 年(1414・応永 21) 8/7 派遣	?	池 温(降倭)			対馬島主	
太宗 16 年(1416・応永 23) 7/3	?	平道全?			対馬島主	
太宗 18 年(1418・応永 25) 4/24 派遣、世宗元年(1419)8/24 啓	敬差官	李 藝(行司直)	鶴坡		対馬島主	
世宗 2 年 (1420・応永 27) 閏 1/15 派遣、10/25 復命	回礼使	宋希環 (仁寧府少尹) 尹仁甫 (通事)	老松	正夫	日本国王源義持	日本国王使無涯亮倪・文溪正祐 (南禪寺僧) が請經。
世宗 4 年 (1422・応永 29) 12/20 出発、世宗 5 年 (1423) 12/4 復命	回礼使	朴熙中 (典農事尹) 李 藝 (護軍) 吳敬之 (奉礼郎) 尹仁甫 (通事)	葦南 鶴坡	子仁	日本国王源義持	日本国王使圭壽が請經。
世宗 6 年 (1424・応永 31) 2/7 辞、12/4 復命	回礼使	朴安臣 (判繕工監事) 李 藝 (大護軍) 孔 達 崔古音 朴 忱	鶴坡	伯忠	日本国王源義持	日本国王使圭壽・梵齡の大蔵経板求請 (→拒否)。
世宗 8 年(1426・応永 33) 2/12 辞、5/21 復命	賜物管押使	李 藝(大護軍)	鶴坡		対馬島・石見州	宗貞盛祖母弔慰、路引(文引)制発足。
世宗 10 年 (1428・応永 35) 12/7 発行、世宗 11 年 (1429) 12/3 帰還	通信使	朴瑞生 (大司成) 李 藝 (大護軍) 金克柔 (前副校理)	栗亭 鶴坡		日本国王源義教	義持致祭、義教嗣位。
世宗 14 年(1432・永享 4) 7/26 派遣、世宗 15 年 (1433) 10/6 啓	回礼使	李 藝 (上護軍) 金久岡 (護軍) 房九成 金 元	鶴坡		日本国王源義教	日本国王使梵齡の請經。
世宗 20 年(1438・永享 10) 4/11 派遣、9/18 啓	敬差官	李 藝(僉知中枢院事)	鶴坡		対馬島	
世宗 21 年(1439・永享 11) 4/27 派遣	敬差官	?			対馬島	
世宗 21 年 (1439) 7/11 辞、世宗 22 年(1440)5/25 帰還	通信使	高得宗 (僉知中枢院事) 尹仁甫 (上護軍) 金礼蒙 (副司直)		子伝 敬甫	日本国王源義教	
世宗 25 年(1443・嘉吉 3) 2/21 辞、10/19 引見復命	通信使	卞孝文 (僉知中枢院事；専対) 尹仁甫 (上護軍) 申叔舟 曹 伸	希賢； 保 閑 齋 適庵	一敏 泛翁 叔奮	日本国王	典拠：金宗直『佔華齋集』。 * 曹伸はこれを含めて渡日経験 3 回、北京 7 回経験。
世宗 25 年(1443)6/14 派遣	?	尹仁紹			対馬島	
世宗 25 年(1443)7/18 辞、11/15 復命	体察使	李 藝(僉知中枢院事) 牟 恂(護軍)	鶴坡		対馬島	
世宗 25 年(1443)8/2 辞、世宗 26 年(1444)4/30 帰還	招撫官	康勸善 皮尚宜(通事)			壹岐島	* 皮尚宜は投下倭人。

世宗 29 年(1447・文安4) 3/16 派遣、5/6 復命	敬差官	曹 彙(前兵曹佐郎)			対馬島	
世宗 30 年(1448・文安5) 2/20 派遣、7/5 帰還	?	皮尚宜(司訳院判官)			壳岐島	
端宗元年(1453・享徳2) 8/4 派遣、10/17 復命	致奠官・致 賻官	李堅義(守成均司芸) 皮尚宜(護軍)			対馬島	
端宗2年(1454・享徳3) 12/7 派遣、端宗3年 (1455)4/12 復命	通信使	元孝然(僉知中枢院事) 皮尚宜(通事)			対馬島	三著図書特送船の件につき
世祖5年(1459・長祿3) 8/23 派遣	通信使	宋処俊(僉知中枢院事) 李従実(行護軍) 李 觀(宗簿注簿)			日本国王源義政	海難事故により使行行方不明
世祖7年(1461・寛正2)4 /22 派遣	宣慰使	皮尚宜(上護軍)			対馬島	宗成職母弔慰
世祖7年(1461)7/11 派遣	敬差官	金致元(行上護軍) 金 權(都官佐郎)			対馬島	弔慰?
世祖 14 年(1468・応仁2) 7/30 復命	敬差官	金好仁(行護軍)			対馬島	
成宗元年(1470・文明2) 9/1 辞	宣慰官	田養民(司訳院僉正)			対馬島	
成宗6年(1475・文明7) 7/16 辞	通信使	裴孟厚(議政府舍人) 李命崇(弘文館修撰) 蔡 寿(吏曹正郎)	懶 齋(ランスイ)	載之 耆之	日本国王源義政	
成宗7年(1476・文明8) 2/12 辞、7/19 復命	宣慰使	金自貞(承文院判校) 徐有山 許得江(通事)			対馬島	
成宗10年(1479・文明 11) 4/4 辞、10/15 復命	通信使	李亨元(直提学) 李季全(昌城都護府使) 金 訢(校理)	可行		日本国王源義政	李亨元、対馬手前で病死、使行中止
成宗 18 年(1487・長享元) 3/26 辞	宣慰使	鄭誠謹(直提学)		而信	対馬島	
成宗 25 年(1494・明応3) 3/26辞、7/27 復命	敬差官	權 柱(弘文館副応教)	花山	支卿	対馬島	
燕山君2年(1496・明応5) 閏3/20 辞、6/13 復命	致奠官・致 慰官	金碑 張 珽(漢城判官)			対馬島	宗貞国致祭・致慰
中宗5年(1510・永正7)2/3	敬差官(致 慰官)	康仲珍(済用監正) 李 軾		子韜	対馬島	宗材盛致慰・致奠
中宗 17 年(1522・大永2) 5/6 派遣決定	垂問使				対馬島	島主襲位(ただし致慰使の名目は許されず)
宣祖23年(1590・天正 18) 3/6 発、宣祖24年 (1591) 1/13 帰還	通信使	黄允吉 金誠一(礼賣寺正) 許 箴	友松 鶴峯 岳麓	吉哉 士純 功彦	日本国平秀吉 =豊臣秀吉	
不 明(応永外寇[1419]前 後か)	?	李養中				典拠: 卞季良『春亭集』 * 卞季良は 1430 年没。
不 明(応永外寇[1419]前 後か)	?	朴 丕(七)(檢校参議)				典拠: 卞季良『春亭集』

討論記録

主 題：「朝鮮国王使と室町幕府」

発表者：橋本雄協力者

○日時：2003年6月14日 13時30分－15時20分

○場所：対馬(長崎県) 厳原町文化会館

○参加者：

(日本側) 吉田光男委員、田代和生委員、六反田豊委員、北島万次協力者、
伊藤幸司協力者、米谷均協力者

(韓国側) 孫承喆委員、趙珖委員、鄭求福委員、韓文鍾研究員、朴哲暉研究員、
張舜順研究員

孫承喆 午前は時間がたくさんかかって全体的な討論が出来ませんでした。それで今回は各先生方が個人的に考えていることを一度に全部話して、橋本先生がチェックしておいて必要な部分にお答えするという形で進めてはどうでしょうか。

吉田 ちょっとお待ちください。討論は重要な記録になりますので、質問に対して答えがないと、これは正確な議論とならないと思います。

孫承喆 それでは、簡単に質問を。簡単に。

趙珖 簡単に質問しろとの圧力を受けましたが、私はちょっと長めに質問したいと思います。

橋本先生の論文は、室町幕府と通信使の関係を詳細に明らかにしようと努力した論文だと思います。しかし、この論文の完成度を高めるためには、研究者としての視角や、研究方法論には異なる意見もあり得、それを指摘しなければならないと思います。そこで私は根本的に、研究の視角に関する問題と方法に関する問題、そして視角と方法が結合からもたらされる具体的な事例を挙げることで、この論文を完成させる上でお役に立てればと思います。

まず、研究の視角についてお話したいと思います。歴史の研究においては、事実と共に、その事実に対して意味を付与しなければなりません。事実に対して意味を与えるためには、その事実がおかれていた状況(コンテキスト)の中で事実に影響を与えたコンテキストが分析されなければなりません。この論文においても、東アジア史あるいは韓日関係というコンテキストの中で、室町幕府の朝鮮認識というテキストが分析されなければなりません。そのためには東アジア的な言説や東アジア的な視角からのアプローチが必要だと思います。橋本先生の論文は、自国史の立場に忠実であろうとしたものであり、一国史の立場から室町幕府

の朝鮮認識を論じたものです。しかしこの論文は、当時の東アジア、特に朝鮮の日本観に対する理解が加われば、よりよいものになるのではないかと思います。以上研究の視角について申し上げましたが、ここからは研究方法について申し上げたいと思います。

まず、研究史の整理に関してです。新しいテーマについて研究するには、テーマに関する研究史の整理と共に、その結果を論文に提示する必要があります。この論文には室町幕府の朝鮮観あるいは朝鮮認識に関する研究史が収録されていません。つまり、このテーマに関する大きな2つの傾向のうち片方だけを扱っています。この論文では高橋公明流の研究成果について言及や紹介が行われていません。したがって、高橋公明先生の朝鮮外交秩序論及び朝鮮大国観と自身の研究結果が持つ違いやその意味を明らかにしなければならないと思います。そうでないと、第三者の読者がこの論文に接した場合、室町幕府の段階で朝鮮蔑視観が存在したと理解することが懸念されます。

方法論に関する2番目の指摘ですが、意味付与の方法上の問題です。歴史的な事件に対して意味付けを行う場合には相当な根拠が必要です。この論文はそうした意味付けのプロセスにおいて根拠となる資料提示の面が弱いと思います。その具体的な例を二つ挙げてみます。

まず日本語版原稿では13頁(最終報告書170頁)、表の下5行目の部分、韓国語版では11頁です。ここでは、尼寺を使節の宿舎として選択した理由を推測しています。その理由が朝鮮蔑視観と関連づけて説明されています。これは、具体的な事例が、同一の、似たような事例が他にもあるのか、知りたいと思います。あるいは研究者の単純な推定なのでしょうか。

次に日本語版の17頁10行目(最終報告書176頁)、韓国語版14頁の部分です。17頁10行目。ここでは小中華意識という用語を使い、小中華意識の前提を想定しています。しかし、このような小中華意識というものを提示するには、若干根拠が弱いと思われます。それではその具体的な事例として、小中華意識という用語を用いてお話ししたいとおもいます。

前近代社会において、日本は自国を天下だと考え、同じ時代に朝鮮は日本を島国だと考えていました。このような日本や朝鮮の見解は、いずれも克服されなければならない前近代的な世界観です。しかし、橋本先生の論文では、「日本天下観」に基づいて、「小中華」という用語を使用を試みています。しかし、朝鮮が日本を「島国」と規定している時、日本が自身の領域を天下だと規定していたとすると、日本のこのような規定は、限界を持つものであったに違いありません。この論文は、そうした限界をそれほど大きく意識していらっしやらないように思われます。そして、このような限界を克服するためには、東アジア的な視角を適用することが有効ではないかと思います。「日本天下観」は克服すべき前近代的な世界観でした。橋本先生の論文は、「小中華意識」という用語を使うことで、「日本天下観」を美化しようとする試みに利用される余地を残しています。

したがって、「日本天下観」に対する研究者本人の評価が伴わなければならないと思います。また、小中華意識という用語自体にも問題があると思います。漢字文明圏において

共有している「小中華」という用語の概念と、橋本先生が使われた小中華の間には若干のずれがあるのではないかとと思われるからです。先生の論文を読みながら、こうした疑問を抱きました。他にも疑問はありますが、私に与えられた時間はあまりありませんので、ここまでにします。私の疑問に対するお答えが今後反映されれば、客観的により高い評価を受ける論文になるのではないかと思います。

吉田 では、橋本さんから簡単にお答をお願いいたします。

橋本 どうもありがとうございました。何から言っていいかわかりませんが、そもそも、この研究報告というのは、研究史整理の最後の課題からピックアップしてそれを個別に論じていくものだと私は思っていました。いきなり東アジアを論じるということが果たして可能なのか、もっと個別にやるべきことがあるのではないかと、それがこの外交使節の問題をやっている限り、ある意味一国的にならざるを得ない。特に、この論文が課題にしているのは、外交使節をどう受け入れたか、今後、朝鮮における日本使節とか、琉球におけるところとか、明における朝鮮使節、そういったものが蓄積されてようやく東アジア論になると私は確信しています。ですから、さまざまな観点が大事なのは分かりますが、混在させてしまっはいけないと思っています。歴史の観点はそれまで。

また、方法論について、最後からいきます。小中華意識という言葉、おそらく日本と韓国の学会では、今まで使われてきた文脈が違うのではないかと思います。もし、それで誤解を与えたのだったら、申し訳ありません。普通日本で小中華意識というと、石母田正という研究、古代史の研究者がいて、彼の古代国家論の中で出てきます。日本の古代国家の形成を東アジアの中で考える時の思想的なバックボーンが小中華意識なんです。東アジアの中で日本の古代国家形成を考える時、キーワードが小中華意識です。石母田先生のことは多分ご存じでしょうけれども、そういう中華意識を美化する目的で使ったことはありません。

それからもう1つの帝国意識という言葉、これは1980年代以降、日本で普及してきた言葉です。イギリス史の木畑洋一先生という人がおります。彼が帝国主義研究会というのをやっていて、各国、国民が伝統的に持っている、これは日本でもアジアでもヨーロッパでも伝統的に持っているそういった意識を帝国意識と名付けているんです。いわゆる小中華意識。自国中心主義。それは美化するのではなくて、対象として取り上げるためのフレーズです。むしろそれを否定するためのものなんです。隠蔽するものではありません。どちらも、石母田さんも木畑さんも日本の進歩派ですね。ですから、美化しているということは絶対あり得ない。少なくとも私はそういう文脈で言葉を選んで使ったつもりです。

それから、高橋公明さんの朝鮮大国観、朝鮮外交秩序の問題ですが、僕はこれこそバーチャルな帝国意識だと思うんです。それぞれが出し合えばいいと思ってるんですね。日本の持っていたバーチャルな国際関係、彼らが理想としていた国際関係というのがこうである、朝鮮王朝がかつて理想としていた国際関係、これはバーチャルですあくまでも。実態ではないです。それはそうであるということを出し合って、提示し合って理解し合うことが必要である。東アジアだけではなくて、これは世界史の問題です。

- 田代 ちょっと補足でやりますと、高橋公明先生のおっしゃる評価は今度偽使の研究史の中で「朝鮮遣使ブーム」というのがあって、そこでまとめてあります。既に位置付けはなされています。
- 橋本 それで、いただいたアドバイスはむしろここに盛り込むよりも別で、やらせてもらうように、ここでもう一回かどうかはともかく、ここに入れ込むと、もう何枚あっても足りません。そういうふう
に生かしたいと思いますので。
- 北島 ちょっと補足していいですか。
- 吉田 では、短く。今のことに関係して若干の補足があります。
- 北島 言われると焦ってしまうから。今、小中華意識という言葉が問題になったんですが、実は日本の江戸時代におきましても、日本型華意識というのがあるんです。それは、韓国でどうい
うふうに言うか知らないが、鎖国の時に、北は蝦夷、対馬をクッションにした朝鮮、それから
島津をクッションにした琉球、そして、長崎とのオランダの関係。これで、いろいろな形でも
って、日本に通信使が来たり、琉球の使節が来たり、それからオランダ人があいさつに来る、
そういう中で江戸幕府が世の中の中心であると思わせる、人々に。それは日本型華意識だ
と、やはりどうしても支配者は自国中心にもの考えるというのはずっとあるんだというの
は事実なんです。
- 吉田 時間がないので、手短にお願いたします。今の問題は、では、ここまでで、いったん論議
は止めまして、たくさんのお話があると思いますので、よろしくお願いたします。
- 北島 先生のほうも何かご意見がまだあるんですか。
- 吉田 いや、ちょっともう他のお話できませんので。
- 孫承喆 簡単に本論だけちょっと申し上げたいと思います。橋本先生の論文は、朝鮮使節に対する
迎接体制の分析を通して、室町幕府の対朝鮮観や朝鮮使節観を分析したという点で問題
意識が大変興味深いと思います。特に論文の結論部分での『「仮想の対外観、朝鮮観」が
増幅して豊臣政権の朝鮮侵略へとつながっているのである」という指摘は、注目すべきであ
ると思います。そのような論理であるのならば、迎接方式だけを分析するのではなく、室町
幕府の為政者たちの誤った認識に対しても焦点が当てられなければならないと思います。
為政者たちの誤った相互認識、または偏見が歴史的に両国関係を不幸にし、そのために
両国国民が大変深い傷を負わなければならなかったかということを確認にし、再びこのよ
うな不幸が起らないようにしなければなりません。そのような点でこの論文の問題意識は良か
ったと思います。
- しかし、この論文を読んでいきますと、結論とは正反対の結果をもたらすかもしれないとい
う危険性をはらんでいます。例えば、「仮想の朝貢使節」という実在しない用語を造って使
用することにより、朝鮮使節が本当に朝貢使節であるという認識をもたらす危険性がある
ということです。したがって「仮想の朝貢使節」という用語は非常に不適切であると思
います。そして、そのような間違った認識や偏見に対して、より批判的な内容が加えられればと思
います。もう1つ簡単に申し上げます。「小中華意識」という用語の適合性についてですが、橋

本先生が使用した小中華意識という用語の意味は先ほど説明を聞いて十分に理解しました。しかし、室町時代においてもその理論をそのまま適用できるのか、つまり村井先生の神国思想であるとか荒野先生の日本型華意識等がありますが、はたして室町時代の将軍たちが小中華意識を本当に持っていたかということについては、多くの検証が必要ではないかと思えます。以上です。

橋本 仮にですけれども、バーチャルな朝貢使節じゃないとすると、どういうふうに表示したらいいんでしょう。

孫承喆 それは分かりません。しかし、そうした用語を使うことによって多くの誤解を招く可能性が高いので、またとても敏感な問題なので。

吉田 日本側からひと言だけ付け加えますと、橋本さんの論文の最後に、このように書いてあります。「室町幕府は、現実の国際関係と‘仮想の国際関係’とのギャップに常に苦しんでいた」、つまり、自分たちの主観的な問題と客観的な問題とが違っていた、そう正確に書かれているので、先生のようなご心配は、一般の人が間違える理解ではないと思えます。

それでは韓文鍾先生、どうぞお願いいたします。

韓文鍾 他の先生方が既に論文の全体的な指摘はしてくださいましたので、私は具体的ないくつかの点だけ指摘したいと思います。

最初は用語の問題です。序文のところを見ますと、朝鮮の使節には朝鮮通信使、日本通信使という用語を使っていますが、反面、日本の使節については日本国王使という用語が使われています。朝鮮から日本へ派遣される使節を朝鮮通信使、日本通信使等と称すると、派遣の主体に対する混同を生じますので、用語を統一しなければならないと思えます。別表に出てくる「李藝」という人名が「李芸」と日本の略字で記されています。これは韓国語読みでは異なる音になってしまいます。

六反田 だから李藝の「藝」の字が、日本の略字は本来「芸：ウン」という正字を略字に使っているから、その問題です。

韓文鍾 特に人名に関しては、原典通りに使用しなければならないのではないかと思います。二つ目は、朝鮮の日本使節に関しての問題です。朝鮮の使節が商売を目的に日本を訪れたという表現がたくさん登場します。その根拠として挙げているのが、史料1と2だと思われれます。史料1と2の内容を見ると、日本の幕府将軍が幼少なので統治力が弱く、諸大名たちが国役とか出銭を負担しない状況の中で、朝鮮使節の入京を拒否し、追い返すための口実として朝鮮使節は商売の目的で来朝したといったのに過ぎないのだと思えます。「朝鮮王朝実録」を見ますと、朝鮮から日本へ使節を派遣する際には各使節が日本で果たすべき事目が記録されています。節目もいいます。また、使行後には、使節が日本で見聞したことについて使行後に記した「聞見事件」というものと、復命書が多数残っています。見聞した事件を記録する。これらの資料によれば、朝鮮王朝が日本の幕府将軍に派遣した使節の中に、商売を目的として派遣した使節は私が見たところでは、一件も見当たりません。もし、そうした朝鮮からの使節が商売を目的としたものならば、彼等が売買した物件の品目や数量に関

する具体的な記録があるのか、あるならば提示していただければと思います。

田代 橋本さんはその説に疑問をいただいているんです。

吉田 それは日本側の口実であって事実ではないということです。

田代 それはもう論文があります。商売を目的に来たということの記事があるけれども、そういう論文もあるけれども、橋本さんはそうではないというふうに否定した論文があります。だから、それを証明しているのではなくて、逆です。

韓文鍾 私たちにくださった翻訳版によると…。12頁(最終報告書 169 頁)です。

田代 訳が違うのなら確認しておかなければいけません…。

橋本 韓先生もそう思ったのだから、私は心強く思います。やはり同じ意見だと思えます。

田代 多分、翻訳は間違いだと思います。日本語では、こうなっています。報告者は…。

六反田 (以下韓国語版原稿を読み上げ) 「【資料1】【資料2】を通読すれば、伊川氏の解釈が不自然なこじつけだということは間違いなく確認できるであろう」。だから、伊川さんが商売の目的で来たという説を唱えているけれども、それは不自然な無理な解釈であるということは間違いなく、つまりそれは否定されるべきものだということは、この 10 頁(最終報告書169 頁)の下のところ、この韓国語版にも出ています。伊川さんが商売の目的で来たという説を出しているのですが、橋本さんはそれについて批判して否定しているんですね。

韓文鍾 日本語版原稿の 12 頁の下から6行目(最終報告書 169 頁)のところですが。

六反田 ここも「商売」目的第一でやってきたと想定しなければならぬ理由は「ない」んだといっているのです。

吉田 それでは張先生、お願いいたします。

張舜順 はい、発表します。簡単に申し上げます。日本語版原稿 14 頁韓国語版 12 頁(最終報告書 171 頁)の部分ですが、報告者は、1439 年に通信使高得宗一行について、「蔭涼軒日録」という文献を利用して、通信使が「南面」する将軍に対して三拝したということに言及しています。そして、「将軍の「南面」は使節に対して上位に立つことを意味し、義教は「欄中」にて恐らく立ったままだったと思われるが、通信使の高得宗らはこうした屈辱的な外交儀礼に満足していた」と指摘しています。したがってこの史料を日本に対して朝鮮が下位に置かれていたということを証明する資料として解釈し、さらに中世日本の朝鮮蔑視観と結びつけて論理を展開していらっしゃいます。ここで、先生は高得宗らはこうした屈辱的な外交儀礼に満足していたと解釈しています。そして、この資料を日本に対して朝鮮が下位にあった根拠として解釈し、さらには中世の日本の朝鮮蔑視観にまで結びつけて論旨を展開しています。これについて質問いたしますが、まず、高得宗らはこうした屈辱的な外交儀礼に満足していたという点について具体的な証拠を示していただきたいと思います。そして朝鮮側の資料をみると、例えば「朝鮮王朝実録」や「海東書国記」「経国大典」等の公的性格の強い資料において朝鮮の日本国王使に対する外交儀礼をみると正反対の形で表れています。簡単にいくつかの例だけ……。

吉田 ちょっと途中ですが、肝腎な点で誤訳がありますので。日本語で「甘んじていた」となってい

るのが韓国語で「満足した」となっています。これは違うんです。満足はしてません。

橋本 違う、満足じゃないです。

田代 そのままにしていた。否定しない。

孫承喆 甘受するというのははやり受け入れたという意味ではないですか。

橋本 それはそうです。

吉田 そうです。

田代 拒絶しない。

張舜順 それでは、次に「朝鮮王朝実録」や「海東諸国記」等の朝鮮側の史料をみると、日本国王使に対する朝鮮側の日本接待をみると、室町とは反対の様子があらわれています。朝鮮の三浦で日本の国王使を接待する際には、宣慰使は東壁し、日本国王使は西壁していました。そして、挨拶の儀礼においても、通信使が将軍に行った三拝よりも一回多い四拝を行っていました。これは礼曹において行われた儀礼の場合にも礼の回数に違いがありますが、朝鮮の方が少なくなっています。さらに、世宗 30 年に朝鮮の東宮、つまり王子が、日本の国王使をどのように接待するかという規定をしています。東宮は庭の上に座っており、倭使、日本の国王使は西班三品の位置で、庭の下から拝することになっていました。このように正反対の事例が朝鮮側でたくさん起っているのですが、発表者の意見をお伺いしたいのですが、発表者の論理の展開にならって、先ほど申し上げた史料によって、朝鮮政府が日本の国王使を仮想の朝貢使と把握し、さらに朝鮮政府が日本に対する蔑視観を持っていたと解釈してもよいとお考えになられるでしょうか。

橋本 まず、すみません、韓先生の回答で残っていたのがありますけれど、一応ここでは朝鮮通信使とか高麗通信使とか日本国通信使とは言わずに、朝鮮国王使で通して見えています。それはまた今後議論していくかもしれませんが、とりあえずそうして、統一しようと思いません。

韓文鍾 「朝鮮国王使」の範疇に、序文には、「日本通信使」、「通信官」、「回礼使」を含むとなっています。「通信官」、「通信官」、「回礼使」という表現だけであればいいのですが、この中に「日本通信使」まで含めると、場合によっては、これが日本から朝鮮に派遣した通信使と認識されてしまうということです。

六反田 つまり、こういうことです。韓文鍾先生が問題になさっているのは、日本語版2頁(最終報告書 158 頁)のところで、序文の最後のところで、「さて、ここで言う『朝鮮国王使』とは、『日本国通信使』のみならず……」とありますよね。これ、日本国についているということが、これだと要するに一般的に朝鮮通信使と言っていますから、日本国通信使というと、日本から朝鮮に行く使節と誤解されるおそれがあるので、その日本国を取ってくれという話なんです。

橋本 すみません、これ「実録」の記載通り書いただけなんです。

六反田 通信使もある。

橋本 いや、両方ともあると思うんですよ。日本国通信使と書いてあるのもあれば、単に通信使と出てくるし、それは別に僕は削ってもいいですよ、それは。

吉田 いやいや、これは大事なことで。

橋本 典拠を示せばいいわけですね。

吉田 朝鮮から日本に派遣される通信使で、日本国通信使という表現が「朝鮮王朝実録」に載ってますね。

橋本 あります。日本通信使もあります。

吉田 それで、回答です。韓国側の史料にそのように書いてあるということです。

韓文鍾 そのように言うてはいけません。史料通りであればこのように書いても構わないのですが、これが日本から朝鮮に派遣した使節なのか、朝鮮から日本に派遣した使節なのか、区別が困難だということです。知っている人であれば別に問題になりませんが、知らない人が見た場合、日本通信使、これは朝鮮から日本に派遣した通信使らしい、これは日本から朝鮮に派遣した通信使らしい、このように認識してしまうということです。朝鮮、日本を共に前にいれてしまうと…。

吉田 その点については論文を書く時に典拠を示し、さまざまな名称があるということで、間違いないように、ただいま韓文鍾先生の貴重なご指摘を生かして、よりよい論文を書いてください。

橋本 日本国通信使と書いてある条文を明記せよと。

米谷 全く技術的な問題で、史料用語の括弧と、橋本さんが新しく唱えた概念用語の括弧が同じ括弧を用いているので、それで混同しているのだと思うんです。

橋本 では、変えればいいんですね。では、クォーテーションマークにします。

米谷 今の2頁の4行目(最終報告書 158 頁)も、新しい造語としての朝鮮国王使と、朝鮮側の史料にある日本国通信使がどちらも同じ括弧なので、それで混乱していたんだと思います。

吉田 だから、その問題は技術的なものですから、また、解決をお願いいたします。

橋本 それから、李藝についてはおっしゃる通りですし、名前については実際の表記、旧名、正体字で表記します。

吉田 李芸ではなくて、李藝ですね。

橋本 それから、永享11年の高得宗の引見記事、「蔭涼軒日録」ですけれども、甘んじていたというのは全然違う意味で、むしろ嫌なんだけれど受け入れたというニュアンスが強いです。ですので、私はそのニュアンスを強めるために使ったつもりだったので、誤解だとしたらすみません。

吉田 謝る必要はありません。翻訳の問題ですから、あなたの表現は正しいかも分かりません。

橋本 それから「海東諸国記」等載っているような、日本使節の朝鮮での接待のあり方。あっちに関しては研究が多いと思うんですよ、中村先生始め田中健夫先生の訳注も。ところが、日本における接待の研究がなかったからこれをやってみただけで、今後その比較して付き合わせるための題材を出してしまうんです。今後そういう意味で使っていただければ。

田代 そうじゃなくて聞いている意味の答えと聞いている質問が今違うんです。どっちが上か下かかっていうことで。

- 橋本** それは次の問題です。
- 田代** でも、そうではなくて、彼女はつまり朝鮮が上だという。
- 橋本** いや、そこは最後。その前に彼女は似ているような感じがあると言って、ただそのどこが似ているのかという、これまで似ていたり似ていなかったりするところがあると思うんです。古代の日本でも中世の日本の賓礼と言いますが、外国儀礼、全然違う。日本史だったら古代の賓礼研究はすごく進んでいます。近世は言うまでもなく進んでいます。中世はないんです。だから、事例研究をここで出してみたんです。で、張先生のおっしゃるようにこれからつき合せていけばいいと思いますし、是非やってください。その先にあると思われる、四拝するか三拝するかという、拝礼の回数の問題。それはもちろん朝鮮王朝がそれこそバーチャルな国際関係を持っていたわけで、別に僕はそれを否定しようとも思わないし。むしろさっき北島先生がおっしゃったように、各国、今の国とは違いますが、各民族が持っているそういう帝国意識を浮き彫りにしないといけない。それが研究だと思っています。どちらが上か下かという問題は私はもうそれはいいんです。
- 孫承喆** 鄭先生、もう時間ですので整理して…。
- 鄭求福** 2つだけ質問したいと思います。序文や数箇所では「接待体制」という言葉が使われています。これは法的に制定されたものではないので、接待手続とか、接待慣行と表現しなければならないのではないかと思います。2つ目ですが、自国の領土に入ってきた使臣を、報告者の説明の通り、海賊が金を受取って運送するということに対して、接待体制と表現してもよいのか、よいのであれば歴史的な意味は何なのか、解釈しなければならないと思います。
- 最後に「仮想の朝貢使節」という表現は、歴史論文においては不適切だと思います。報告者の説明通りであるならば、昔から日本が朝鮮を攻撃して征服・支配してきたという伝説的な話を意味しているようです。橋本先生が、「仮想の朝貢使節」という表現を昔から歴史的に伝えられている伝説的な神宮皇后の朝鮮征伐ですとか、それ以前に三韓が日本に朝貢していたといった根拠のないという意味で考えたのですが、そのような意味ではないのか説明をお願いしたいと思います。また、歴史論文において「仮想」という言葉は絶対に使ってはいけないと思います。事実を表現し、それがどのような意味を持つのか正確に表現するのが歴史家の解釈だと思います。結論的に申しますと、この論文は、論文のタイトルと結論が一致していません。以上です。
- 橋本** 実態と事実の用語が違っていると思うんです。僕がここで明らかにしようとした事実は、そういった昔の言説が当時生きていたということです。実態的な国際関係は、本文より前のところで述べている。3章より前。それが実態です。ということなので、言説は存在したという事実だと思うんです。私が意味づけしたわけではない。
- 鄭求福** とすると、その言説というものにどうして仮想と表現するのかということです。日本における朝鮮蔑視観に対する室町政権の歴史認識であるとか、このようにタイトルをつけるべきで、言説を仮想という言葉で使うことができるでしょうか。言説が言説としてそのように伝えられてきたと言えいいのではいでしょうか。

- 吉田 確認しておかなければいけないんですが、言説はフーコーの言った言説ですね。それを確認しておかないと話が全然通じないです。ミシェル・フーコー。
- 橋本 私はそういう意味合いです。ポストモダニズムのフーコーです。
- 吉田 フランスの哲学者のフーコーですね。
- 趙琬 私の質問に対する回答に対して一分だけお話しします。最初に、外交史は一国史でなければならぬとお答えになりました。
- 橋本 違います。そうじゃない。そうは言っていない。この問題設定がそうだから、そうなっているに過ぎないんです。
- 趙琬 しかし、問題設定がそうだとすると、基本的に外交というのは両国間の関係なので、両国関係に基盤を置いて問題が設定されなければならず、一国史の立場から叙述した外交史には問題があるのではないかという考えに変わりはありません。
- 二番目に、東アジア各国の外交に関する具体的な事例研究が蓄積されてはじめて東アジアの視角が成立するとおっしゃいました。この作業もちろん必要です。しかし、東アジア的な視角ないし言説は、必ずしもこのような場合だけを指称するわけではありません。
- 朝鮮が日本を島国と規定したいたまさにその時期に、室町幕府が自身を天下・中華だと考えていたのならば、室町幕府の考え方には問題があるからです。もし研究において東アジア言説的な方法が意識されるのであれば、私が提起したこのような問題に対しても今後検討の余地があるのではないかと思います。
- 三番目に小中華意識についてです。この小中華意識という用語は、当時使われていた用語なのか、あるいは研究者の解釈であるのか明らかにしなければならぬと思います。日本型の華夷意識や小中華意識が歴史の解釈であるならば、その解釈は再考の余地があるのではないかと思います。もっと時間があれば、もっとたくさん問題について議論したいのですが、以上です。
- 吉田 全部まとめて橋本先生、いかがですか。今日、発表している方々からご意見をいただきましたけれども、何か、最後にひと言ありますか。
- 橋本 私も室町幕府が小中華意識を持っていたことを決断していることとは思っていないんです。それを正面から受け止めて議論しないといけません。ですから、若干今までの学会というか、研究史のそれぞれの国の韓国史、日本史の流れの背景が違いますが、最終的な目標は一緒であると確信しています。どうもありがとうございました。
- 吉田 ありがとうございました。既にもう時間も超過しておりますので、午後の発表、橋本さんの発表をこれで終わりにいたします。橋本さん、ありがとうございました。